

農業者，農業団体のみなさんへ

# 令和2年度農業者等 支援施策活用ガイドブック

農業所得の向上

融資

園芸，特用作物

経営改善，技術習得

新規就農，企業参入

畜産

販路拡大

機械・施設整備

農村活性化，都  
市農村交流

6次産業化

鳥獣被害対策

農地，基盤整備

環境保全型農業



本ガイドブックは、「儲かる農業」の実現に向け，令和2年度の各種支援施策を紹介したものです。茨城で農業を営む皆さんの経営発展，そして茨城で農業を始めたいとお考えの皆さんのお役に立つようとりまとめましたので，ご活用ください。



茨城県農林水産部

# ご利用者のみなさんへ

## 1 はじめに

このガイドブックは、令和2年度に茨城県が農業者・農業団体の方や新規就農をお考えの方などを対象に取り組む、融資や補助事業を中心としてまとめたものです。事業についてご不明な点などがございましたら、些細なことでも、「問合せ先」までお尋ねください。

## 2 凡例

農業所得の向上	…儲かる農業の実現に対する支援
園芸，特用産物	…園芸，特用産物に対する支援
畜産	…畜産業に対する支援
機械・施設整備	…農業用機械・設備の購入や整備などに対する支援
6次産業化	…6次産業化に対する支援
農地，基盤整備	…農業基盤などの整備・保全に対する支援
経営改善，技術習得	…農業経営や技術習得に対する支援
融資	…融資による支援
新規就農，企業参入	…担い手確保や新規就農，企業参入などに対する支援
販路拡大	…農産物等の販売や輸出の促進などに対する支援
農村活性化，都市農村交流	…農村の活性化や都市農村交流に対する支援
鳥獣被害対策	…鳥獣被害対策に対する支援
環境保全型農業	…農業環境の保全に対する支援

## 目次

分類	品目等	目的	事業名	主な対象者						ページ		
				農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等		その他	
所得向上	所得向上	創意工夫により農業所得を向上させたい	儲かる農業ステップアップ事業	○	○	○				○	1	
園芸、特用作物	野菜・果樹 花き	野菜・果樹・花きの施設園芸で 燃油価格高騰に対する支援を受けたい	施設園芸等燃油価格高騰対策			○	○			○	2	
	かんしょ	かんしょの生産を拡大したい	茨城かんしょトップランナー産地拡大事業	○	○	○					3・4	
	果樹	果樹園の栽培品目・品種転換や 小規模な園地整備をしたい	果樹経営支援対策事業、 果樹末収益期間支援事業	○	○					○	5	
	花き	花きの生産、流通、需要の拡大に 係る課題を一体的に解決したい	次世代国産花き産業確立推進事業 (国直接採択)			○				○	6	
	茶 薬用作物	茶や薬用作物などに対する 支援を受けたい	持続的生産強化対策事業のうち茶・ 薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業			○	○					7
	茶	茶の生産で燃油価格高騰に 対する支援を受けたい	燃油価格高騰緊急対策(茶)			○	○			○		8
畜産	畜産	地域の農畜産関係者全体で 収益性を向上させたい(施設整備)	畜産競争力強化対策整備事業	○			○		○	○	9	
		畜産経営に必要な設備を低利の リース方式で導入したい①	畜産関係施設リース事業 (公共財団法人畜産近代化リース協会事業)	○	○							10
		畜産経営に必要な設備を低利の リース方式で導入したい②	畜産高度化支援リース事業(ALIC事業)	○	○							11
		農場の防疫対策(防鳥ネット、 消毒機器の整備など)に取り組みたい	農場防疫対策支援事業			○	○	○	○	○	○	12
		家畜排せつ物の効率的な処理を進めたい	家畜排せつ物農外利用等促進事業	○	○	○						13
		良質な家畜ふん堆肥を 流通・利用したい	良質堆肥広域流通促進事業	○		○					○	14
		国産飼料の増産や利用拡大を進めたい	畜産生産力・生産体制強化対策事業 (国直接採択)			○				○	○	15
		配合飼料購入価格高騰の 影響を緩和したい	畜産・酪農経営安定対策等 (配合飼料価格安定制度)	○	○	○	○			○		16
		地域の農畜産関係者全体で収益性を 向上させたい(機械導入)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業)	○	○		○			○		17
		堆肥の生産・流通促進や高度な 畜産環境対策をしたい	畜産環境対策総合支援事業(国直接採択)	○	○		○			○		18
		家畜排せつ物処理施設(堆肥舎等) を補修したい	堆肥舎等長寿命化推進事業(ALIC事業)	○	○	○						19
畜産GAPに取り組んで経営改善の 一助としたい	畜産GAP導入推進事業	○	○							20		

分類	品目等	目的	事業名	主な対象者						ページ		
				農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等		その他	
畜産	肉用牛	肉用繁殖雌牛の簡易牛舎等の施設を整備したい	肉用牛経営安定対策補完事業 (肉用牛生産基盤強化対策)				○			○	21	
		肉用牛経営の安定を図りたい	肉用牛経営安定対策事業 (ALIC事業)	○	○						22	
		繁殖和牛経営を学びたい	令和2年度新規繁殖和牛経営入門講座	○	○							23
		肉用繁殖雌牛を増頭したい①	生産基盤拡大加速化事業 (肉用牛)	○	○							24
		肉用繁殖雌牛を増頭したい②	優良繁殖和牛群整備対策事業	○	○							25
	養豚	肥育豚経営の安定を図りたい	肉豚経営安定交付金制度 (ALIC事業)	○	○							26
		県で造成した系統豚を導入したい	銘柄畜産物ブランド支援事業 (ロースポーク支援対策 (高品質化支援))	○	○							27
	酪農	乳用雌牛を導入したい	家畜生産性向上対策事業 (乳用雌牛導入支援分)	○	○							28
		酪農経営での優良な乳用後継雌牛の確保 及び肉用子牛の生産拡大を図りたい	畜産・酪農生産力強化対策事業	○	○							29
		酪農向け乳用種子牛の損耗防止・ 後継者への支援をしたい	酪農経営支援総合対策事業 (ALIC事業)			○					○	30
		酪農や肉用牛生産における労働負担 軽減・省力化を図りたい	持続的生産強化対策事業・ 畜産経営体生産性向上対策事業				○					31
		自給飼料生産と環境負荷軽減により、 経営の安定を図りたい	環境負荷軽減型酪農経営支援事業 (エコ酪事業) (国直接採択)	○	○							32
		乳用牛を増頭したい	生産基盤拡大加速化事業 (乳用牛)	○	○							33
	鶏卵	採卵養鶏経営の安定を図りたい	鶏卵生産者経営安定対策事業 (一般社団法人 日本養鶏協会)	○	○	○	○			○		34
	機械・施設整備	機械・施設	農業用機械・施設を整備したい	経営体育成支援事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	○	○	○	○				35
			効率的・高収益な生産出荷体制を 整備したい	いばらきの産地パワーアップ支援事業	○	○	○				○	
儲かる農業を実現するための 機械・施設等を導入したい			儲かる産地支援事業	○		○	○				○	37
施設		生産から流通までの取組に必要な 大規模共同利用施設を整備したい	農産園芸共同利用施設整備事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)			○	○	○	○			38
		ハウスの補強や防風ネットを 設置して災害に備えたい	農業用ハウス強靱化緊急対策事業	○	○	○	○	○				39

分類	品目等	目的	事業名	主な対象者						ページ		
				農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等		その他	
6次産業化	機械・施設整備	6次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい	6次産業化ネットワーク活動事業	○	○	○	○		○		40	
	付加価値向上	農産物の付加価値向上に取り組みたい	6次産業化総合支援事業 (アグリビジネスに関する講座の開催)	○						○	41	
	加工	加工品を開発したい	6次産業化総合支援事業 (6次産業化オープンラボラトリーの活用推進)	○	○	○				○	○	42
	計画認定	6次産業化を通じて経営改善を図りたい	6次産業化ネットワーク活動事業 (6次産業化相談窓口)	○	○							43
販路拡大	販路開拓	農産物等の販路開拓に取り組みたい	6次産業化販路開拓チャレンジ事業 (販路開拓に対する支援)	○	○	○	○	○	○		44	
	輸出促進	農産物等を輸出したい	いばらきグローバルビジネス推進事業 (いばらきグローバルビジネス推進協議会)	○	○	○	○			○	○	45
農地、 基盤整備	農地	農地を貸出したい (農地を貸す方への支援)	農地集積総合支援事業 (機構集積協力金交付事業)	○	○	○	○			○	○	46
	畑地	小区画の畑地を簡易な整備により大区画化し、高収益な営農を展開したい	高収益畑作モデル基盤整備事業 (農地耕作条件改善事業を活用)				○	○	○			47
	基盤整備	地域共同で農地・農業用水や地域環境を守りたい	多面的機能支払交付金	○	○	○						48
		農地集積・集約化を進めるために耕作条件を改善したい	耕作条件改善事業				○	○	○			49
	集落排水施設	農村の生活環境を改善したい	農業集落排水施設接続支援事業 (森林湖沼環境税活用)						○			50
	畑地かんがい	畑地かんがいを活用した営農をしたい	畑地かんがい営農確立普及事業				○	○	○			51
	中山間地域	生産条件が不利な地域での営農をしたい	中山間地域農業基盤整備促進事業				○	○	○		○	52
経営改善、 技術習得	研修	農業に関する先進的な知識や技術を学びたい	いばらき農業アカデミー事業	○								53
		農業経営に関する講座を受講したい	リーダー農業経営者育成講座 (いばらき農業アカデミー事業内)	○								54
		女性向けの経営者講座を受講したい	女性農業経営者育成講座 (いばらき農業アカデミー事業内)	○	○							55
	相談	農業経営に関する相談をしたい	農業参入等支援センター事業	○	○	○	○			○	○	56
融資	助成	農業制度資金を利用したい(主な資金)	農業近代化資金利子補給金 等	○	○	○	○	○	○	○	○	57
		農業制度資金を利用したい (認定農業者向け優遇資金)	農業経営基盤強化資金利子助成金 等	○	○	○	○	○	○	○	○	58
	新規就農	新規就農に関する相談をしたい	新しい農業担い手確保育成推進事業	○	○						○	59

分類	品目等	目的	事業名	主な対象者						ページ		
				農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等		その他	
新規就農・企業参入	研修	農業に関する基礎的な知識や技術を学びたい	いばらき営農塾開設事業 (いばらき農業アカデミー事業内)	○	○						60	
		農業経営を開始するために必要なことを学びたい	経営スタートアップ講座 (いばらき農業アカデミー事業内)		○							61
		シニア世代の研修支援をしたい	シニア世代の新規就農に向けた研修支援	○	○							62
	新規就農	就農準備中の研修生を受け入れたい	ニューファーマー育成研修助成事業	○			○					63
	企業参入	県北地域で農業参入したい (参入企業への支援)	県北地域における園芸団地整備事業							○		64
	雇用	雇用に伴う研修支援をしたい	農の雇用事業							○	○	65
	資金交付	新たに農業を始めたい	新規就農総合支援事業 (農業次世代人材投資資金・ 就職氷河期世代の新規就農促進事業)		○							66
	保証融資	商工業を営んでいるが農業にも参入するので融資を利用したい	茨城県農業ビジネス保証制度							○		67
農村活性化、都市農村交流	農村活性化	都市農村交流により地域を活性化したい	農山漁村振興交付金 (地域活性化対策、農泊推進対策)				○	○	○			68
	交流促進	地域間交流の促進等により農山漁村の活性化を図りたい	農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)			○		○				69
	市民農園	市民農園を開設したい	市民農園開設支援	○	○	○	○	○	○			70
	農家民宿	農家民宿を開設したい	農家民宿開設支援	○							○	71
	中山間地域	農業生産条件が不利な中山間地域等で農業を続けたい	中山間地域等直接支払交付金			○					○	72
	山村活性化	未利用資源の活用等を通じて山村の所得や雇用の増大を図りたい	農山漁村振興交付金(山村活性化対策)				○	○				73
鳥獣被害対策	鳥獣被害	鳥獣による農作物被害を減らしたい	鳥獣被害防止総合対策事業				○	○				74
環境保全型農業	環境保全	環境にやさしい農業の取組に対する支援を受けたい	環境保全型農業直接支払事業			○					○	75
	有機農業	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらきオーガニックステップアップ事業	○	○	○					○	76

○施策によって対象者の補助要件が異なります。詳細は、各ページをご確認ください。

○掲載されている内容は各施策の概要となりますので、ご不明点等ございましたら各ページ記載の「問合せ先」へご確認ください。

○掲載内容が変更される場合がありますのでご注意ください。

## 創意工夫により農業所得を向上させたい

<b>事業名</b>	儲かる農業ステップアップ事業																	
<b>対象分野</b>	農業所得の向上																	
<b>事業要旨</b>	生産性の向上や付加価値の向上、販路開拓など、意欲ある経営体の新たな取組を支援することにより、収益性の高い経営モデルを確立する。また、取組成果を、他の農業経営体に波及させることにより、「儲かる農業」の実現を目指す。																	
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 認定農業者、認定新規就農者、女性農業士、青年農業士、及びその者を含む農業者組織</p> <p>〔事業内容〕 次に掲げる、「儲かる農業」の実現に向けた取組を支援 ①生産性向上 ②付加価値向上 ③販路開拓</p> <p>〔補助要件等〕 農業所得が5年以内に概ね20%以上の増加につながる取組であること</p> <p>〔対象経費・例、補助率、取組内容〕 対象経費の「①ソフト経費」は事業費に必ず計上すること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象経費</th> <th style="width: 50%;">対象経費の例</th> <th style="width: 25%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① ソフト経費 (必須)</td> <td> <u>調査に要する経費</u>                      販路開拓のための市場調査、新規作物や新技術導入に係る先進事例調査等  <u>研究開発に要する経費</u>                      栽培法の研究、農産加工やパッケージデザインの開発等  <u>研修に要する経費</u>                      栽培法や農産加工の技術習得のための研修等                 </td> <td rowspan="2">1/2 以内 ただし、補助上限額は1,600千円とし、うちハード経費にかかる補助金額は800千円以内とする。</td> </tr> <tr> <td>② ハード経費</td> <td>簡易な機械・設備等の導入等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※取組内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">取組に要する経費</th> <th style="width: 40%;">取組可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフト経費のみ</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>ソフト+ハード経費</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>ハード経費のみ</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔その他〕 採択事業は、地域のモデルとして取組内容等を公表する予定</p> <p>〔問合せ先〕 農業政策課 戦略推進グループ TEL:029-301-3828 または、 最寄りの農林事務所 企画調整部門まで 〔 県北：0294-80-3303, 県央：029-231-0476, 鹿行：0291-33-6285  県南：029-822-7083, 県西：0296-24-9174 〕</p>		対象経費	対象経費の例	補助率	① ソフト経費 (必須)	<u>調査に要する経費</u> 販路開拓のための市場調査、新規作物や新技術導入に係る先進事例調査等 <u>研究開発に要する経費</u> 栽培法の研究、農産加工やパッケージデザインの開発等 <u>研修に要する経費</u> 栽培法や農産加工の技術習得のための研修等	1/2 以内 ただし、補助上限額は1,600千円とし、うちハード経費にかかる補助金額は800千円以内とする。	② ハード経費	簡易な機械・設備等の導入等	取組に要する経費	取組可否	ソフト経費のみ	○	ソフト+ハード経費	○	ハード経費のみ	×
対象経費	対象経費の例	補助率																
① ソフト経費 (必須)	<u>調査に要する経費</u> 販路開拓のための市場調査、新規作物や新技術導入に係る先進事例調査等 <u>研究開発に要する経費</u> 栽培法の研究、農産加工やパッケージデザインの開発等 <u>研修に要する経費</u> 栽培法や農産加工の技術習得のための研修等	1/2 以内 ただし、補助上限額は1,600千円とし、うちハード経費にかかる補助金額は800千円以内とする。																
	② ハード経費		簡易な機械・設備等の導入等															
取組に要する経費	取組可否																	
ソフト経費のみ	○																	
ソフト+ハード経費	○																	
ハード経費のみ	×																	

## 野菜・果樹・花きの施設園芸で燃油価格高騰に対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	施設園芸等燃油価格高騰対策
<b>対象分野</b>	園芸，特用作物
<b>事業要旨</b>	燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため，施設園芸産地に対して，燃油価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：日本施設園芸協会</li> <li>・支援対象者：農業協同組合連合会，農業協同組合，農事組合法人，農事組合法人以外の農地所有適格法人，特定農業団体，その他農業者の組織する団体</li> <li>・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会</li> </ul> <p>〔事業内容〕</p> <p>施設園芸セーフティネットの構築支援</p> <p>農業者と国の拠出により，燃油需要期(原則：11～4月)に施設園芸用燃油(A重油・灯油)価格が一定基準以上(原則：発動基準価格 84.7 円/ℓ A重油各月全国平均価格)に上昇した場合に，補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国=1：1の拠出により積立をする)を支援します。</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。(10a 当たり燃油使用量を 15%以上削減する，生産物 1 トン当たりの燃油使用量を 15%以上削減する，又は民間の金融商品等を利用して燃油コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は，10a 当たり計 30%以上の燃油使用量削減目標を策定する)。</li> <li>・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。</li> <li>・生産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。</li> </ul> <p>〔対象経費〕</p> <p>施設園芸セーフティネット補填金(単価は A 重油の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家積立額：115%(12.7 円/ℓ)，130%(25.4 円/ℓ)，150%(42.4 円/ℓ)選択 ×燃油購入予定数量×1/2</li> <li>・発動基準価格(原則：84.7 円/ℓ月別 A 重油全国平均価格)を超えた場合の燃油価格差補填金</li> </ul> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>施設園芸セーフティネット補填金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補填金単価： 当該月の A 重油全国平均価格－発動基準価格(原則：84.7 円/ℓ)</li> <li>・補填金＝補填金単価×当該月燃油使用量(総限度額は農家積立額の 2 倍まで)</li> </ul> <p>〔問合せ先〕</p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>



## かんしょの生産を拡大したい

事業名	茨城かんしょトップランナー産地拡大事業
対象分野	園芸, 特用作物, 農業所得の向上, 機械・施設整備
事業要旨	国内外で需要が拡大している本県産かんしょの生産拡大を図るため, 農地の確保や生産機械等の整備を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕</p> <p>(1) 荒廃農地等再生支援事業 荒廃農地等を再生するかんしょ農家, 農業者団体</p> <p>(2) 農地貸付協力金交付事業 かんしょ農家に農地(20a以上)を貸し出す農家</p> <p>(3) かんしょ生産体制整備事業 かんしょ生産拡大を目指す農業者等</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 荒廃農地等再生支援事業 ・荒廃農地等の再生に係る費用補助</p> <p>(2) 農地貸付協力金交付事業 ・規模拡大のための農地貸付交付金</p> <p>(3) かんしょ生産体制整備事業 ・かんしょ生産拡大に係る施設及び農業機械の導入支援</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>(1) 荒廃農地等再生支援事業 ・荒廃農地等を再生するかんしょ農家, 農業者団体</p> <p>(2) 農地貸付協力金交付事業 ・かんしょ農家に農地(20a以上)を貸し出す農家</p> <p>(3) かんしょ生産体制整備事業 ・支援対象: 県農業再生協議会が作成する「産地生産基盤パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体 ・機械の導入は本体価格が50万円以上であること。 ・施設整備の実施に当たっては, 投資が過剰とならないように, 事前に費用対効果の分析を行い, 導入により得られる効果の大きい事業を採択。 ・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を選定し, 現状と目標をポイント化して, 事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定。</p> <p>〔対象経費〕</p> <p>(1) 荒廃農地等再生支援事業 ・荒廃農地等の再生に係る費用</p> <p>(3) かんしょ生産体制整備事業 かんしょの生産拡大を図る取組に必要な機械導入に要する経費, 施設整備に必要な経費等(キュアリング処理貯蔵施設, 掘取機等)</p>

〔補助限度額・補助率〕

(1) 荒廃農地等再生支援事業

・補助率：1/2（上限100千円/10a）

※樹木の抜根が必要な場合には、当該経費の1/2（上限150千円/10a）を加算

(2) 農地貸付協力金交付事業

・交付額：定額15千円/10a

(3) かんしょ生産体制整備事業

・補助限度額：1年度当たり20億円（ただし、整備する施設等により異なる）

・補助率：1/2以内（ただし、品目や整備する施設等により異なる）

〔問合せ先〕

(1), (2) の事業：最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課

（県西農林事務所のみ、企画調整部門 振興・環境室 農業振興課）

〔 県北：0294-80-3301, 県央：029-221-3012, 鹿行：0291-33-6285, 〕  
〔 県南：029-822-7083, 県西：0296-24-9166 〕

(3) の事業：最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課

〔 県北：0294-80-3303, 県央：029-221-3034, 鹿行：0291-33-4117, 〕  
〔 県南：029-822-7086, 県西：0296-24-9169 〕

(1) ~ (3) 共通

産地振興課 露地野菜G TEL：029-301-3950

## 果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい

<b>事業名</b>	果樹経営支援対策事業，果樹未収益期間支援事業																
<b>対象分野</b>	園芸，特用作物																
<b>事業要旨</b>	<p>果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が，優良品目・品種への転換，省力樹形の導入，小規模な園地整備等を行う場合に支援が受けられます。</p> <p>また，果樹経営支援対策事業により，一定面積の改植または新植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。</p>																
<b>事業概要</b>	<p>[事業実施者] 公益社団法人茨城県農林振興公社</p> <p>[支援対象者] 果樹産地構造改革計画に担い手として定められた農業者等</p> <p><b>[果樹経営支援対策事業（整備事業）]</b></p> <p>[事業内容] 果樹産地構造改革計画に基づき，担い手が優良品目・品種への転換，小規模園地整備，防霜ファン等設備導入等を行う場合に，定額または事業費の 1/2 以内で補助します。</p> <p>①改植・新植支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 30%;">改植（新植）補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">慣行樹形</td> <td>りんご，なし，ぶどう等の主要落葉果樹</td> <td>17（15）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>りんごわい化栽培，加工用ぶどうの垣根栽培</td> <td>33（32）万円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">省力樹形</td> <td>りんごの高密度植低樹高栽培</td> <td>53（52）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>なし，かき等のジョイント栽培</td> <td>33（32）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>ぶどう，なし等の根域制限栽培</td> <td>100（99）万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施面積要件 地続きで概ね 2a 以上</li> </ul> <p>②小規模園地整備：用水，かん水施設の設置，排水路の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2 以内</li> <li>・実施面積要件 概ね 10a 以上</li> </ul> <p>③設備の導入支援：防風ネット，防霜ファン等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2 以内</li> <li>・実施面積要件 概ね 10a 以上</li> </ul> <p><b>[果樹経営支援対策事業（推進事業）]</b></p> <p>[事業内容] 労働力調整システムの構築，果実供給力維持対策，園地情報システムの構築，大苗育苗ほの設置，新技術の導入・普及支援等産地の課題解決に向けた各種取組を行う場合に，定額または事業費の 1/2 以内で補助します。</p> <p><b>[果樹未収益期間支援事業]</b></p> <p>上記の果樹経営支援対策事業により，優良品目・品種への改植または新植を一定面積以上実施した場合に発生する未収益期間に対して助成します。</p> <p>[補助限度額・補助率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積単価（5.5 万円/10a）×支援年数（改植の翌年から 4 年分）＝22 万円/10a</li> <li>・初年度に一括して定額交付</li> <li>・実施面積要件 支援対象者が同一年度内に概ね 2a 以上改植等を実施した場合</li> </ul> <p>[問合せ先] (公社) 茨城県農林振興公社 園芸振興部 TEL：029-222-8511 産地振興課 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954</p>			内容	改植（新植）補助額	慣行樹形	りんご，なし，ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a	りんごわい化栽培，加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a	省力樹形	りんごの高密度植低樹高栽培	53（52）万円/10a	なし，かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a	ぶどう，なし等の根域制限栽培	100（99）万円/10a
	内容	改植（新植）補助額															
慣行樹形	りんご，なし，ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a															
	りんごわい化栽培，加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a															
省力樹形	りんごの高密度植低樹高栽培	53（52）万円/10a															
	なし，かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a															
	ぶどう，なし等の根域制限栽培	100（99）万円/10a															

花きの生産，流通，需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい

<b>事業名</b>	次世代国産花き産業確立推進事業（国直接採択）
<b>対象分野</b>	園芸，特用作物
<b>事業要旨</b>	国産花きのシェア奪還と輸出の拡大を図るため，実施主体が定めた戦略品目について，花き産業関係者が一体となって，生産，流通，需要の拡大に係る一貫した取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体]          いばらきの花振興協議会が戦略品目として位置付けた花きの生産団体等</p> <p>[補助率]          定額</p> <p>[事業内容]          戦略品目の生産，流通，需要の拡大に係る一貫した取組を支援します。</p> <p>○戦略品目（R2）：コギク，グラジオラス，枝物          ※戦略品目は毎年度見直します</p> <p>○生産供給体制の強化：          ・低コスト・省力生産技術や高品質化生産技術の導入実証          ・種苗等増殖技術の導入実証          ・輸出にも対応した産地形成の実証 等</p> <p>○流通の効率化・高度化：          ・新たな出荷規格等の導入実証          ・生産・加工・流通における品質管理技術の導入実証 等</p> <p>○需要の拡大：          ・消費拡大プロモーション活動          ・新たな販売方法の実証          ・花育体験，園芸体験等による花きの活用促進 等</p> <p>[注意事項]          事業内容のうち，「生産供給体制の強化」，「流通の効率化・高度化」，「需要の拡大」のうち2つ以上を取り組む必要があります。</p> <p>[問合せ先]          産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>

## 茶や薬用作物などに対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
<b>対象分野</b>	園芸，特用作物
<b>事業要旨</b>	茶や薬用作物，甘味資源作物等の地域特産作物について，消費者や実需者のニーズに対応した高品質生産，産地の規模拡大及び担い手の育成などを強力に推進するため，地域の実情に応じた生産体制の強化，需要の創出など，生産から消費までの取組を総合的に支援します。
	<p>地域の生産体制強化・需要創出事業</p> <p>〔事業主体〕 農業協同組合，その他農業者の組織する団体（茨城県茶生産者組合連合会など）</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 検討会の開催</p> <p>(2) 生産体制の強化</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 栽培実証ほ場設置</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 種苗等増殖実証ほ場の設置</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 新たな栽培技術等の実証導入のための機械リース支援</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 関連設備・農業機械の開発・改良</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 栽培技術普及用マニュアル作成</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 課題等解決のための残留農薬や機能性成分等の分析</p> <p style="margin-left: 20px;">キ 生産者と実需者とのマッチングの開催</p> <p style="margin-left: 20px;">ク 茶の改植等及び薬用作物の新植の促進</p> <p style="margin-left: 20px;">ケ 生産コスト低減や合理化に資する農業機械等リース支援</p> <p>(3) 需要の創出</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 消費者・実需者ニーズ等の把握</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 実需者と連携した商品開発</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 製造・加工技術の確立</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 消費者等の理解促進のためのパンフレット作成等</p> <p>〔支援要件〕</p> <p>(1) 受益農業従事者の常時従事者（年間150日以上）が5名以上であること。 ※ただし，(2) クの茶改植等についてはこの限りではない。</p> <p>(2) 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること。</p> <p>(3) 1名以上「人・農地プラン」又は「経営再開マスタープラン」に位置づけられていること。 ※その他項目ごとに詳細要件あり</p> <p>〔補助限度額〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械リース：1/2以内（上限あり）</li> <li>・茶改植（主なもの）：新植支援           10 a あたり12万円</li> <li style="margin-left: 100px;">改植支援                               "   15.2万円</li> <li style="margin-left: 100px;">未収益期間支援①                   "   14.1万円</li> <li style="margin-left: 100px;">  ②       "   18.1万円</li> <li style="margin-left: 100px;">茶園整理                               "   5万円</li> <li style="margin-left: 100px;">有機栽培への転換                   "   10万円</li> <li style="margin-left: 100px;">※未収益支援②は，別途定めた取組を行う場合。</li> </ul> <p>・上記以外：定額（10/10）</p> <p>〔問合せ先〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p>

## 茶の生産で燃油価格高騰に対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	燃油価格高騰緊急対策（茶）
<b>対象分野</b>	園芸，特用作物
<b>事業要旨</b>	燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため，省エネルギー化等に取り組む産地に対し，セーフティネットの構築を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象者：茨城県茶生産者組合連合会，その他茶農業者の組織する団体</li> <li>・ 事業実施者：全国茶生産組合連合会</li> </ul> <p>〔事業内容〕</p> <p>セーフティネットの構築支援</p> <p>農業者と国の拠出により，燃油需要期(11月～翌4月)の茶加工機械用燃油(A重油)価格が一定基準(発動基準価格)以上に上昇した場合に，補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国=1：1の拠出により積立)を支援します。</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産局長が別に定める省エネルギー推進計画が策定されていること(燃油使用量が目標年において15%以上削減できること)。</li> <li>・ 受益農家及び事業参加者が3戸以上であること。</li> <li>・ 生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</li> </ul> <p>〔対象経費〕</p> <p>セーフティネット補填金(単価はA重油の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積立額：115%(12.9円/ℓ)，130%(25.8円/ℓ)，150%(43.0円/ℓ)選択Ⓐ</li> <li style="padding-left: 20px;">Ⓐ×燃油購入予定数量×1/2</li> <li>・ 発動基準価格：85.9円/ℓ (直近7年中5年の平均価格85.9円/ℓ×100%)</li> </ul> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>セーフティネット補填金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補填金単価：当該月のA重油全国平均価格－発動基準価格(85.9円/ℓ)</li> <li>・ 補填金＝補填金単価×当該月燃油使用量の70%(限度額：積立額の2倍まで)</li> </ul> <p>〔問合せ先〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p>

地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい（施設整備）

<b>事業名</b>	畜産競争力強化対策整備事業																											
<b>対象分野</b>	畜産																											
<b>事業要旨</b>	「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、県内の畜産業の維持・発展を図るため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し一体となって、地域全体で収益性向上を図ろうとする取組を支援します。																											
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 畜産農家，農業協同組合，農業協同組合連合会，公社，農事組合法人 等</p> <p>[事業内容] 畜産農家，JA，市町村等が連携して，畜産クラスター協議会を組織して，収益性の向上や生産基盤の強化を図るための畜産クラスター計画を策定するとともに，計画の達成に必要な施設整備及び家畜の導入について助成します。</p> <p>[補助要件等] ・知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づく取組であること ・畜産クラスター協議会で中心的な経営体（取組主体）に位置づけられていること</p> <p>[対象経費] ・家畜飼養管理施設，家畜排せつ物処理施設，自給飼料関連施設，畜産加工，展示・販売施設の整備に要する経費または補改修に要する経費 ・家畜の導入（肉用繁殖牛，乳用牛，繁殖母豚）に要する経費（新たに畜産を開始する者等で家畜飼養管理施設と一体的に借り受ける場合に限る。その他要件あり。）</p> <p>[補助限度額・補助率] ① 施設整備事業の上限単価（附帯部分を除く）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備施設（抜粋）</th> <th>基準事業費</th> <th>特認事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家畜飼養管理施設</td> <td>肉用牛舎</td> <td>29 千円/m<sup>2</sup></td> <td>38 千円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>乳用牛舎</td> <td>45 千円/m<sup>2</sup></td> <td>59 千円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>一般豚舎</td> <td>45 千円/m<sup>2</sup></td> <td>59 千円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">家畜排せつ物施設</td> <td>堆肥舎 500m<sup>2</sup>未満</td> <td>45 千円/m<sup>2</sup></td> <td>59 千円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>〃 500m<sup>2</sup>以上</td> <td>45 千円/m<sup>2</sup></td> <td>59 千円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>飼料原料保管施設</td> <td>45 千円/m<sup>2</sup></td> <td>59 千円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>飼料調製施設</td> <td>50 千円/m<sup>2</sup></td> <td>65 千円/m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※特認事業費は知事が特に認める場合には，農政局長等と協議のうえ設定。</p> <p>②家畜導入事業の上限単価 妊娠牛：27.5 万円/頭 繁殖に供する雌牛：17.5 万円/頭 繁殖に供する雌豚：4 万円/頭</p> <p>[経費負担割合] 国 1/2 以内</p> <p>[問合せ先] 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988</p>	整備施設（抜粋）		基準事業費	特認事業費	家畜飼養管理施設	肉用牛舎	29 千円/m <sup>2</sup>	38 千円/m <sup>2</sup>	乳用牛舎	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>	一般豚舎	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>	家畜排せつ物施設	堆肥舎 500m <sup>2</sup> 未満	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>	〃 500m <sup>2</sup> 以上	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>	飼料原料保管施設	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>	飼料調製施設	50 千円/m <sup>2</sup>	65 千円/m <sup>2</sup>
整備施設（抜粋）		基準事業費	特認事業費																									
家畜飼養管理施設	肉用牛舎	29 千円/m <sup>2</sup>	38 千円/m <sup>2</sup>																									
	乳用牛舎	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>																									
	一般豚舎	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>																									
家畜排せつ物施設	堆肥舎 500m <sup>2</sup> 未満	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>																									
	〃 500m <sup>2</sup> 以上	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>																									
	飼料原料保管施設	45 千円/m <sup>2</sup>	59 千円/m <sup>2</sup>																									
	飼料調製施設	50 千円/m <sup>2</sup>	65 千円/m <sup>2</sup>																									

## 畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい①

<b>事業名</b>	畜産関係施設リース事業（公益財団法人畜産近代化リース協会事業）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	畜産農家等に省力的で高能率な機械・施設の導入をリース方式で貸し付けます。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 畜産農家</p> <p>[事業内容] 畜産関係施設リース事業  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産農家等が必要とする施設，機械をリース方式で貸し付けます。</li> <li>・ 貸付対象機械施設は，①飼料生産利用施設機械等，②家畜家きん飼養管理施設機械等，③家畜畜産物流通施設機械等となります。</li> <li>・ 建物や構築物などを除く，中古の機械（飼料生産利用施設等）も対象となります。</li> </ul> （対象機械施設の詳細は，下記問合せ先までご確認ください。）</p> <p>[補助要件等] 畜産業を営む農業者であること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産農家には，農協，農協連等を通じて再貸付，再々貸付の形となります。</li> </ul></p> <p>[対象経費] 機械・施設の導入に要する費用（リース料）</p> <p>[補助限度額・補助率] 補助なし</p> <p>[問合せ先]  畜産課 経営環境G           TEL:029-301-3988  （公社）茨城県畜産協会   TEL:029-232-2277</p>



## 畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい②

<b>事業名</b>	畜産高度化支援リース事業（ALIC事業）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備に必要な機械・施設をリース方式で貸し付けます。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 畜産農家</p> <p>[事業内容] 畜産環境整備リース事業（経営リース）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・①家畜ふん尿処理等，②飼料の生産，給与等，③家畜飼養管理等にかかる機械・施設をリース方式で貸し付けます。</li> <li>・建築物や構造物を除き，中古機械についても対象となります。 （対象機械施設の詳細は，下記問合せ先までご確認ください。）</li> </ul> </p> <p>[補助要件等] 畜産業を営む農業者であること。</p> <p>[対象経費] 機械・施設の導入に要する費用（リース料）</p> <p>[補助限度額・補助率] 補助なし（認定農業者は附加貸付料の低減措置を受けられます）</p> <p>[問合せ先] 畜産課 経営環境G TEL:029-301-3988</p>

## 農場の防疫対策（防鳥ネット、消毒機器の整備など）に取り組みたい

<b>事業名</b>	農場防疫対策支援事業
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	伝染病の発生予防のため、地域一体となったねずみ等の野生動物の侵入防止・駆除等の研修会や、動力噴霧器の整備、消毒ゲートや電柵の設置など、農場防疫の向上のための取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 茨城県内の市町村、農業協同組合、市町村衛生指導協会等（自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体）、防疫対策の実施を目的とした生産者の組織する団体</p> <p>[事業内容]  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域協議会の開催 当該地域における農場防疫に係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催します。</li> <li>2 農場防疫対策の普及等 （1）の地域協議会の結果を踏まえ、地域が一体となったねずみの駆除、野生動物の侵入防止対策、消毒等の防疫対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備を支援します。</li> </ol> </p> <p>[補助要件]  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域協議会の開催 地域における農場防疫に係る課題の把握と必要な対策の検討</li> <li>2 農場防疫対策の普及等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫能力が向上する防鳥ネットや電柵、動力噴霧器等の導入（単なる更新や補修は認められません）</li> <li>・事業実施主体による資材の整備及び管理</li> <li>・飼養頭数、使用頻度、衛生状況及び地域の実情等を勘案した適切な資材の整備</li> </ul> </li> </ol> </p> <p>[対象経費]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・防鳥ネットの設置、電柵の設置、車両消毒ゲートの設置、動力噴霧器の整備等の資材整備に必要な経費</li> <li>・ねずみ駆除対策は、地域協議会が実施するねずみの駆除に関する研修会に必要な経費（研修の開催に必要な消耗品、殺鼠剤やねずみ取り（罠・粘着シート）を含む）</li> </ul> </p> <p>[補助限度額・補助率] 1/2 以内（予算の範囲内）</p> <p>[問合せ先] 畜産課 家畜衛生・安全G TEL :029-301-3982 最寄りの農林事務所畜産振興課</p>

## 家畜排せつ物の効率的な処理を進めたい

<b>事業名</b>	家畜排せつ物農外利用等促進事業
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	第3期森林湖沼環境税を活用し、霞ヶ浦流域内の畜産農家に対し固液分離機の導入を支援することで、家畜排せつ物の効率的な処理の推進と霞ヶ浦への負荷低減を図ります。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 霞ヶ浦流域内の畜産農家</p> <p>〔事業内容〕 浄化処理槽の処理能力の向上を図るため、固液分離機の導入に対し助成します。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ浦流域内にある農場に整備すること。</li> <li>・家畜排せつ物法第4条に基づく指導を受けていないこと 等</li> </ul> <p>〔対象経費〕 固液分離機の導入に要する経費</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 1/3 以内</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988</p>

## 良質な家畜ふん堆肥を流通・利用したい

<b>事業名</b>	良質堆肥広域流通促進事業																
<b>対象分野</b>	畜産農家, 耕種農家																
<b>事業要旨</b>	畜産農家と耕種農家のマッチングにより堆肥利用集団の組織化を推進し、霞ヶ浦流域で生産された良質な家畜ふん堆肥を、流域外で利用する集団の取組を支援します。																
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 堆肥利用集団など</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>1 流域内外耕畜連携</p> <p>(1) 茨城県堆肥利用促進協議会の活動支援 畜産農家と耕種農家のマッチングによる堆肥利用集団の組織化の推進や耕種農家への堆肥需要調査の実施、特殊肥料届け出の推進等</p> <p>(2) 堆肥利用集団の取組支援 堆肥利用集団による広域流通の推進を取り組むための輸送費の一部補助や堆肥利用実証ほ設置に係る取組奨励金の補助</p> <p>2 堆肥の新たな活用・販売ルートの開拓</p> <p>(1) 肥料メーカーとの連携支援 豚ふん堆肥を混合堆肥複合肥料の原料として肥料メーカーへ供給し、堆肥の農外利用を促進する取組を支援</p> <p>(2) 堆肥輸出業者との連携支援 鶏ふん堆肥を海外へ試験的に輸出する取組を支援</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>1-(2)・霞ヶ浦流域の畜産農家1戸以上と霞ヶ浦及び涸沼流域外の耕種農家2戸以上からなる営農集団（堆肥利用供給協定の締結が必須）であること。</p> <p>2-(1)・畜舎が霞ヶ浦流域内に所在し、肥料メーカーが提示する条件を満たした堆肥を継続して生産できる畜産農家</p> <p>・ほ場が県内に所在する耕種農家</p> <p>〔対象経費, 補助限度額・補助率〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-(1)①堆肥の輸送費支援</td> <td>850円/t～2.5千円/t</td> </tr> <tr> <td>②堆肥利用実証ほ奨励金</td> <td>6千円/10a</td> </tr> <tr> <td>③堆肥散布機導入補助</td> <td>1/2以内</td> </tr> <tr> <td>2-(1)①肥料メーカーへの原料供給に係る輸送費支援</td> <td>6千/t以内</td> </tr> <tr> <td>②複合肥料利用実証ほ奨励金</td> <td>3千円/10a</td> </tr> <tr> <td>③複合肥料購入費補助</td> <td>10袋/10aかつ上限153千円</td> </tr> <tr> <td>2-(2)①輸出業者への試験輸出に必要な経費支援</td> <td>上限750千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※いずれも、初年度の取組のみ補助。</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL:029-301-3988 (公社)茨城県畜産協会 TEL:029-232-2277</p>	事業名	補助率	1-(1)①堆肥の輸送費支援	850円/t～2.5千円/t	②堆肥利用実証ほ奨励金	6千円/10a	③堆肥散布機導入補助	1/2以内	2-(1)①肥料メーカーへの原料供給に係る輸送費支援	6千/t以内	②複合肥料利用実証ほ奨励金	3千円/10a	③複合肥料購入費補助	10袋/10aかつ上限153千円	2-(2)①輸出業者への試験輸出に必要な経費支援	上限750千円
事業名	補助率																
1-(1)①堆肥の輸送費支援	850円/t～2.5千円/t																
②堆肥利用実証ほ奨励金	6千円/10a																
③堆肥散布機導入補助	1/2以内																
2-(1)①肥料メーカーへの原料供給に係る輸送費支援	6千/t以内																
②複合肥料利用実証ほ奨励金	3千円/10a																
③複合肥料購入費補助	10袋/10aかつ上限153千円																
2-(2)①輸出業者への試験輸出に必要な経費支援	上限750千円																

## 国産飼料の増産や利用拡大を進めたい

<b>事業名</b>	畜産生産力・生産体制強化対策事業（国直接採択）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立するため、飼料自給率の向上を図り、国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大等を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕  農業者集団、民間団体等</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 飼料生産利用体系高効率化対策事業  ICT 機器導入等による飼料生産組織の作業高効率化に向けた取組を支援するとともに、国産濃厚飼料の生産・利用体制を構築する取組を支援します。</p> <p>(2) 国産飼料資源生産利用拡大対策事業  放牧、未利用資源の利用による有機畜産物生産の普及への取組を支援します。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>(1) 飼料生産利用体系高効率化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位面積当たりの労働投入量を10%以上低減する目標を設定すること。</li> <li>・目標年度に作付面積が5%以上増加、単収が5%増加、生産コストが3%以上低減、新たな作付方法等の実証いずれかの目標を設定すること。</li> </ul> <p>(2) 国産飼料資源生産利用拡大対策事業  (肉用牛放牧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに放牧に取り組む場合、目標年度の放牧頭数が3頭以上又は放牧地の実面積が50a以上。</li> <li>・放牧を拡大する場合、目標年度に放牧頭数が1割以上増加し、放牧面積が1割以上増加又は平均放牧期間が1割以上増加する推進計画を策定すること。</li> </ul> <p>(酪農放牧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に適した放牧期間、搾乳牛1頭当たり約10a以上の放牧地で、1日4時間以上放牧すること。</li> </ul> <p>(未利用資源の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品事業者、飼料化事業者、畜産農家及び地方自治体等が連携して組織する団体であること。</li> <li>・複数の食品残さ等供給先と供給契約を交わすこと。</li> </ul> <p>〔対象経費〕</p> <p>(1) 飼料生産利用体系高効率化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率化に向けた分析・検討費用、実証に必要な機器・機械等導入経費</li> <li>・国産濃厚飼料生産・利用推進に要する経費、国産濃厚飼料生産利用技術実践に係る機械等要する経費</li> </ul> <p>(2) 国産飼料資源生産利用拡大対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放牧牛の導入経費、放牧条件整備に要する経費</li> <li>・エコフィードの利用拡大費用及び機材整備に要する経費</li> </ul> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>(1) 飼料生産利用体系高効率化対策事業      定額、1/2 以内</p> <p>(2) 国産飼料資源生産利用拡大対策事業      定額、1/2 以内</p> <p>〔問合せ先〕  畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993</p>

## 配合飼料購入価格高騰の影響を緩和したい

<b>事業名</b>	畜産・酪農経営安定対策等（配合飼料価格安定制度）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	配合飼料価格高騰時の生産者（畜産経営体）への影響緩和のため、生産者、配合飼料メーカー、国の拠出による基金制度を立上げ、配合飼料価格の上昇幅に応じた補填金を生産者に交付します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 生産者（交付対象：通常補填の基金積立者）</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 通常補填 配合飼料メーカー：生産者＝2:1 の積立割合により基金を造成し、当該基金を財源として、配合飼料価格の上昇幅に応じて補填金を生産者に交付します。</p> <p>(2) 異常補填 配合飼料メーカー：国＝1:1 の積立割合により基金を造成し、配合飼料価格の上昇率が一定基準以上となった場合、当該基金を財源として通常補填を補足するために生産者に交付します。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>(1) 通常補填 配合飼料の輸入原料価格が直前1年間の平均を上回った場合、その差額（当該四半期の輸入原料価格－直前1年間平均輸入原料価格）が交付されます。 但し、異常補填発動時は、異常補填の交付額を控除した額が交付されます。</p> <p>(2) 異常補填 配合飼料の輸入原料価格が直前1年間の平均と比べて115%を超えて上昇した場合に、その超えた額が交付されます。</p> <p>※特例基準 ①原則の基準では異常補填が発動せず、②半年前の基準価格と比べて年率15%相当増(23.3%増)を超える価格上昇があった場合、半年前の基準価格を特例基準とし、総補填額の1/3を上限として交付されます。</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993</p>

地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい（機械導入）

<b>事業名</b>	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）													
<b>対象分野</b>	畜産													
<b>事業要旨</b>	「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、県内の畜産業の維持・発展を図るため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し一体となって、地域全体で収益性向上を図ろうとする取組を支援します。													
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 畜産農家，農業協同組合，農業協同組合連合会，公社，農事組合法人 等</p> <p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 畜産経営強化支援事業 畜産クラスター計画に基づく取り組みを行う者が生産コストの低減，畜産物等の高付加価値化，畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を導入する場合の経費の一部を補助</li> <li>2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業 畜産クラスター計画に基づく取り組みを行う飼料生産組織が飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置を導入する場合の経費の一部補助</li> <li>3 推進指導事業 1及び2の事業の円滑な推進を図るために行う事業推進会議の開催，事業の推進，指導，調査等</li> </ol> <p>〔補助要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づく取組であること</li> <li>・畜産クラスター協議会で中心的な経営体（取組主体）に位置づけられていること</li> </ul> <p>〔対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に要する経費</li> <li>・事業推進会議の開催，事業の推進，指導，調査等に要する経費</li> </ul> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業名</th> <th style="width: 40%;">補助対象経費</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 畜産経営強化支援事業</td> <td>機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費</td> <td>1/2 以内</td> </tr> <tr> <td>2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業</td> <td>機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費</td> <td>1/2 以内</td> </tr> <tr> <td>3 推進指導事業</td> <td>事業推進会議の開催，事業の推進，指導，調査等に要する経費</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔経費負担割合〕 国 1/2 以内，定額</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL:029-301-3988 (公社) 茨城県畜産協会 TEL:029-232-2277</p>		事業名	補助対象経費	補助率	1 畜産経営強化支援事業	機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内	2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内	3 推進指導事業	事業推進会議の開催，事業の推進，指導，調査等に要する経費	定額
事業名	補助対象経費	補助率												
1 畜産経営強化支援事業	機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内												
2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内												
3 推進指導事業	事業推進会議の開催，事業の推進，指導，調査等に要する経費	定額												

## 堆肥の生産・流通促進や高度な畜産環境対策をしたい

<b>事業名</b>	畜産環境対策総合支援事業（国直接採択）																					
<b>対象分野</b>	畜産																					
<b>事業要旨</b>	堆肥の高品質化やペレット化など「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施することで、畜産環境問題の解決を図ります。																					
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 畜産農家，農業協同組合，農業協同組合連合会，公社，農事組合法人 等</p> <p>[事業内容] 以下の事業の一部を補助する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>①堆肥等のニーズの把握や生産方法の検討，広域流通や海外輸出等の促進を図るための協議会の開催</li> <li>②堆肥・液肥の成分分析</li> <li>③第3の取組主体が行う堆肥造粒機等の導入</li> </ol> </li> <li>2 畜産・土づくり施設等導入支援事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>①第3の取組主体が行う堆肥・液肥の高品質化，ペレット化等に係る施設又は機械の整備もしくは補改修</li> </ol> </li> <li>3 畜産環境対策推進体制支援事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>①高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催</li> <li>②臭気の測定又は排水の水質検査</li> </ol> </li> <li>4 畜産環境関連施設等導入支援事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>①第3の取組主体が行なう高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修に必要な費用の一部について補助する</li> </ol> </li> </ol> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること</li> <li>・畜産クラスター協議会又は、畜産を営む者及び地方公共団体又は生産者団体の他、1者以上の異なる役割を担うものが参加する協議会であること</li> </ul> <p>[対象経費，補助限度額・補助率]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">事業区分</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>1/2 以内</td> </tr> <tr> <td>2 畜産・土づくり施設等導入支援事業</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>1/2 以内※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 畜産環境対策推進体制支援事業</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>4 畜産環境関連施設等導入支援事業</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>1/2 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※堆肥舎については上限事業費 45 千円/m<sup>2</sup>とする</p> <p>[問合せ先] 畜産課 経営環境G TEL:029-301-3988</p>	事業名	事業区分	補助率	1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業	①	定額	②	定額	③	1/2 以内	2 畜産・土づくり施設等導入支援事業	①	1/2 以内※	3 畜産環境対策推進体制支援事業	①	定額	②	定額	4 畜産環境関連施設等導入支援事業	①	1/2 以内
事業名	事業区分	補助率																				
1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業	①	定額																				
	②	定額																				
	③	1/2 以内																				
2 畜産・土づくり施設等導入支援事業	①	1/2 以内※																				
3 畜産環境対策推進体制支援事業	①	定額																				
	②	定額																				
4 畜産環境関連施設等導入支援事業	①	1/2 以内																				



## 家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）を補修したい

<b>事業名</b>	堆肥舎等長寿命化推進事業（ALIC事業）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	経年劣化した堆肥舎等の長寿命化を図るため、地域の実情に応じた堆肥舎等の補修の実証を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 畜産農家</p> <p>[事業内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堆肥舎等の長寿命化の推進             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 堆肥舎等に係る補修マニュアルの作成等                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①堆肥舎等の経年劣化に関する実態調査</li> <li>②堆肥舎等の経年劣化の補修の事例調査</li> <li>③堆肥舎等の長寿命化のための補修マニュアルの作成及び配布等</li> </ol> </li> <li>(2) 地域の実情に応じた堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域における堆肥舎等の長寿命化の補修の実証に係る調査・検討等 堆肥舎等の経年劣化の状況の把握、補修方法の検討及び堆肥舎等の選定、補修の実証成果のとりまとめ、情報提供</li> <li>②補修の実証の取組に必要な資材の提供 補修の実証の取組に要する資材の提供</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 家畜排せつ物処理に係る新技術情報等の収集・提供             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査検討会の開催</li> <li>(2) 畜産環境規制の強化等に対応した新技術、優良事例等の調査</li> <li>(3) 調査報告書の作成及び配布等</li> </ol> </li> <li>3 家畜飼養情報検討会の開催</li> <li>4 事業の推進指導</li> </ol> <p>[補助要件等] 畜産農家（地域で家畜排せつ物を共同処理する堆肥センターを所有する農業者の組織する団体を含む）</p> <p>[対象経費] 上記事業実施に要する経費</p> <p>[補助限度額・補助率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記事業1(2)②：1/2以内。 （ただし、1㎡当たり10千円を上限とする。）</li> <li>・その他事業：定額</li> </ul> <p>[問合せ先] 畜産課 経営環境G TEL:029-301-3988</p>

## 畜産 GAP に取り組んで経営改善の一助としたい

<b>事業名</b>	畜産 GAP 導入推進事業
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	畜産 GAP に取組む意欲のある生産者に対し、JGAP 指導員の派遣やコンサルタントの派遣の助成を行い、GAP 認証取得の取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 茨城県内の畜産農家</p> <p>〔事業内容〕 JGAP 認証に向けたコンサルタントの派遣経費を助成します。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本版畜産 GAP を新規で取得すること。</li> <li>・事業実施年度を含めた 3 年間、継続して認証を取得すること。</li> <li>・助成回数は生産者ごとに 1 回限りとする。</li> </ul> <p>〔対象経費〕 コンサルタント派遣経費</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 定額（上限 70 千円）</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 畜政 G TEL :029-301-3982</p>

## 肉用繁殖雌牛の簡易牛舎等の施設を整備したい

<b>事業名</b>	肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化対策）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	繁殖雌牛を増頭するための簡易牛舎等の整備を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 農協等</p> <p>[事業内容] 簡易牛舎等の整備</p> <p>[補助要件等] 繁殖雌牛の増頭に資するための簡易牛舎，器具機材（電牧，スタンション）の整備 （木造牛舎，パイプハウス牛舎 500 m<sup>2</sup>以内，鉄骨牛舎 200 m<sup>2</sup>以内）</p> <p>[補助率] 機構 1/2，実施主体 1/2 定額（簡易牛舎上限 25 千円/m<sup>2</sup>）</p> <p>[問合せ先] 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277</p>

## 肉用牛経営の安定を図りたい

<b>事業名</b>	肉用牛経営安定対策事業（ALIC事業）												
<b>対象分野</b>	畜産												
<b>事業要旨</b>	<p>肉用子牛価格が保証基準価格等を下回った場合に、肉用子牛生産者に対して補給金を交付します。</p> <p>肉用牛肥育経営において、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、積立金から差額の9割を補填金として交付します。</p>												
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 肉用牛飼養農家</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 肉用子牛生産者補給金制度</p> <p>肉用子牛の平均売買価格が、国が定める保証基準価格を下回った場合に、販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、補給金を交付します。さらに、平均売買価格が、国が定める合理化目標価格を下回った場合に、国・県・肉用子牛生産者の積立金（国：県：生産者＝2:1:1）から、下回った額の9/10を補給金として交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2～6年度肉用子牛生産者積立金額 黒毛和種 400円 乳用種 1,700円 交雑種 800円</li> <li>・事業手続き 公益社団法人茨城県畜産協会に直接申し込みます。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象品種</th> <th style="width: 25%;">黒毛和種</th> <th style="width: 25%;">乳用種</th> <th style="width: 25%;">交雑種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2 保証基準価格</td> <td>541,000円/頭</td> <td>164,000円/頭</td> <td>274,000円/頭</td> </tr> <tr> <td>R2 合理化目標価格</td> <td>429,000円/頭</td> <td>110,000円/頭</td> <td>216,000円/頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）</p> <p>標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、国・肥育牛生産者の積立金（国：生産者＝3:1）から、下回った額の9割を補填金として交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間 平成30（H30.12.30）～令和3年度</li> </ul> <p>〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988 （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277</p>	対象品種	黒毛和種	乳用種	交雑種	R2 保証基準価格	541,000円/頭	164,000円/頭	274,000円/頭	R2 合理化目標価格	429,000円/頭	110,000円/頭	216,000円/頭
対象品種	黒毛和種	乳用種	交雑種										
R2 保証基準価格	541,000円/頭	164,000円/頭	274,000円/頭										
R2 合理化目標価格	429,000円/頭	110,000円/頭	216,000円/頭										

## 繁殖和牛経営を学びたい

<b>事業名</b>	令和2年度新規繁殖和牛経営入門講座
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	新規で繁殖和牛経営を希望する者を対象に、講義と実習をすることで、県内における繁殖和牛生産基盤を強化します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 茨城県、公益社団法人茨城県畜産協会、茨城県肉用牛生産者協会</p> <p>〔事業内容〕 農家体験実習、基礎講座（講義）、家畜市場見学、意見交換等</p> <p>〔対象者、募集人数〕</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用牛の飼育に興味があり、将来茨城県で就農（肉用牛経営）を希望する者。</li> <li>・既に畜産経営（肉用牛肥育経営、酪農等）をしているが、新たに繁殖和牛の導入を希望する者。</li> </ul> <p>(2) 募集人数 15名程度</p> <p>〔日程等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間 令和2年5月中旬～6月下旬まで</li> <li>・申し込み先 畜産課</li> <li>・開講期間 令和2年7月中旬～令和3年1月中旬 全8回講座</li> <li>・開催場所 茨城県畜産センター肉用牛研究所（常陸大宮市） 県内の繁殖和牛経営農家 等</li> </ul> <p>〔対象経費〕 受講料無料 ただし、実習等で必要となる経費（農家体験時の傷害保険料の一部として500円、交流会の参加費・宿泊費 等）は受講者が負担</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993</p>

## 肉用繁殖雌牛を増頭したい①

<b>事業名</b>	生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）									
<b>対象分野</b>	畜産									
<b>事業要旨</b>	牛肉の輸出拡大を目指すため、畜産クラスター計画に位置づけられた生産者が繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭奨励金が交付されます。									
<b>事業概要</b>	<p>[事業概要] 生産者が畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭する場合に増頭実績に応じて奨励金を交付</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">繁殖雌牛の飼養頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">飼養規模</td> <td style="text-align: center;">50 頭未満</td> <td style="text-align: center;">50 頭以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">増頭奨励金</td> <td style="text-align: center;">24.6 万円／頭</td> <td style="text-align: center;">17.5 万円／頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>[交付対象者] 畜産クラスター計画に位置づけられた取組主体の構成員</p> <p>[交付対象頭数]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖目的に使用されている雌牛の期末頭数（令和2年12月31日）から期首頭数（令和2年1月1日）を差し引いた増頭数</li> <li style="padding-left: 20px;">※自家保留による増頭も対象</li> <li>・1対象者当たり50頭を上限</li> </ul> </p> <p>[交付対象牛の条件]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖目的に飼養されている和牛</li> <li>・期末時点で満9ヵ月齢以上かつ導入時点で満14ヵ月齢未満</li> <li>・脂肪交雑及び5形質（枝肉重量、バラの厚さ、ロース芯面積、歩留基準値、皮下脂肪厚）のうち1形質について、育種価又は期待育種価が生産県の上位1/2以内</li> </ul> </p> <p>[問合せ先]  畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993  （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-231-7501 </p>	繁殖雌牛の飼養頭数			飼養規模	50 頭未満	50 頭以上	増頭奨励金	24.6 万円／頭	17.5 万円／頭
繁殖雌牛の飼養頭数										
飼養規模	50 頭未満	50 頭以上								
増頭奨励金	24.6 万円／頭	17.5 万円／頭								

## 肉用繁殖雌牛を増頭したい②

事業名	優良繁殖和牛群整備対策事業
対象分野	畜産
事業要旨	常陸牛のブランド力向上と儲かる経営体を育成するため、和牛繁殖雌牛の増頭や能力向上を支援し、子牛の生産から肥育まで一貫した生産体制の構築と常陸牛の高品質化を図ります。
事業概要	<p>1 繁殖雌牛導入等支援事業</p> <p>(1) 繁殖雌牛増頭支援          [補助対象] 和牛繁殖雌牛を外部から導入、又は自家保留により増頭する場合の導入経費等          [補助率] 1/2 以内 (上限額 400 千円)          [補助要件等]          ・繁殖管理システムを導入し、県による記録確認等に同意すること。          ・導入牛から生産された子牛は、県内市場への上場又は自家保留等により県内に流通させること。 等</p> <p>(2) 繁殖コンサルティング支援          [補助対象] 獣医師による繁殖コンサルティング経費          [補助対象者] 新規参入者、又は規模拡大後 3 年以内の生産者          [補助率] 1/2 以内          [その他] 補助対象期間は、最大で 2 年間</p> <p>2 高能力繁殖雌牛導入支援          [補助対象] 育種価が高い雌牛を供卵牛として県外から導入する経費          [補助率] 定額 700 千円          [補助要件等]          ・繁殖管理システムを導入し、県による記録確認等に同意すること。          ・採卵できた A, B ランクの受精卵のうち半数を県に無償譲渡すること。          ・導入から 6 年以内に 3 回以上の採卵に協力すること。          ・自家利用分の受精卵及び生産された子牛は、自家保留や市場出荷する等、県内流通させること。 等</p> <p>3 繁殖牛舎の整備支援          [補助対象] 簡易牛舎の整備に要する経費          [補助対象者] 繁殖雌牛の飼養頭数が 40 頭以下の生産者          [補助率] 1/4 以内 ※ALIC 事業 21 ページ (補助率 1/2) への上乗せ補助          [補助要件等]          繁殖雌牛の増頭に必要な簡易牛舎の整備          (木造牛舎, パイプハウス牛舎 500 m<sup>2</sup>以内, 鉄骨牛舎 200 m<sup>2</sup>以内)</p> <p>[問合せ先]          畜産課 生産振興 G TEL : 029-301-3993</p>

## 肥育豚経営の安定を図りたい

<b>事業名</b>	肉豚経営安定交付金制度（ALIC事業）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	養豚経営の収益性が悪化した場合、または標準的販売価格が標準的生産費（ともに全国平均）を下回った場合に、差額の9割を補填金として交付し、養豚経営の安定を図ります。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 養豚農家</p> <p>〔事業内容〕            (1) 事業の仕組み            四半期毎に粗収益と生産コストを計算し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、養豚農家と農畜産業振興機構の積立金（積立割合は農家：機構＝1：3）から、その差額の9割を補填金として交付します。            事業期間終了後、農家積立金に残額が生じた場合には、無事戻しを行います。</p> <p>(2) 事業手続き            農畜産業振興機構に直接申し込みます。            ※書類の作成事務等を（公社）茨城県畜産協会に委託可能。            （県は、畜産協会に対して事務費の一部を助成：畜産経営指導体制円滑化推進事業費補助）</p> <p>〔補助要件〕            肉豚生産者。ただし、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員の数が300人を超える会社などは除く。</p> <p>〔問合せ先〕            畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988            （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277</p>



## 県で造成した系統豚を導入したい

<b>事業名</b>	銘柄畜産物ブランド支援事業（ローズポーク支援対策（高品質化支援））
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	系統豚を活用した豚肉の高品質化を図りたい養豚農家が，県畜産センター養豚研究所で造成した系統豚「ローズ D-1」を導入する場合に支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 （公社）茨城県畜産協会</p> <p>〔事業内容〕 県畜産センター養豚研究所で造成した系統豚「ローズ D-1」を導入した農家に対して導入費を補助します。</p> <p>〔補助要件等〕 補助を受けようとする者は，導入種豚の交配成績を県畜産センター養豚研究所に報告すること。</p> <p>〔対象経費〕 「ローズ D-1」の導入に要する経費（一部助成）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 導入豚の体重 1 kg 当たり 200 円を上限（予算の範囲内）</p> <p>〔問合せ先〕 （公社）茨城県畜産協会 TEL:029-231-7501</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>ローズ D-1 とは</p> <p>茨城県畜産センター養豚研究所で造成したデュロック種の系統豚です。筋肉内脂肪含量が 5.1% と高く，特徴ある豚肉の生産が期待できます。</p> <p>系統豚は，数世代選抜し閉鎖系群育種により遺伝的に固定化した豚群です。</p> </div>

## 乳用雌牛を導入したい

<b>事業名</b>	家畜生産性向上対策事業（乳用雌牛導入支援分）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	家族経営を中心とした酪農家が、乳用後継牛を確保するために行う乳用雌牛の導入経費の一部を助成します。
<b>事業概要</b>	<p>1 地域内流通マッチングシステムの構築</p> <p>〔事業主体〕 県酪農業協同組合連合会</p> <p>〔事業内容〕 家族経営体等を中心として、県内で生産された乳用雌牛（県内子牛等）を地域内流通するためのマッチングシステムを構築</p> <p>〔対象経費〕 マッチング補助費</p> <p>〔補助率〕 1/2</p> <p>2 酪農家（家族経営等）への乳用雌牛の導入支援</p> <p>〔事業主体〕 県酪農業協同組合連合会</p> <p>〔事業内容〕 酪農家（家族経営体等）が、乳用後継牛を確保するために行う①乳用雌牛（県内子牛）や②乳用雌牛（妊娠牛）の導入経費の一部を助成</p> <p>〔補助要件等〕 乳用後継牛を導入し、生乳生産基盤の強化が図れること。</p> <p>〔対象経費〕 繁殖雌牛の導入に要する経費</p> <p>〔補助率〕 ①定額（50 千円／頭） ② 定額（100 千円／頭）</p> <p>3 廃業する酪農家からの乳用雌牛の導入支援</p> <p>〔事業主体〕 県酪農業協同組合連合会</p> <p>〔事業内容〕 廃業する酪農家からの乳用雌牛を導入する酪農家に対して、導入経費の一部を助成（上乘せ）。</p> <p>〔対象経費〕 （独）農畜産業振興機構事業（酪農経営支援総合対策事業）の乳用雌牛の導入に要する経費に対する上乘せ。</p> <p>〔補助率〕 定額（16 千円／頭） （参考）1 頭当たり支援額合計 農畜産業振興機構 32 千円＋県上乘せ 16 千円＝48 千円</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993 茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711</p>

酪農経営での優良な乳用後継雌牛の確保及び肉用子牛の生産拡大を図りたい

<b>事業名</b>	畜産・酪農生産力強化対策事業
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	受精卵移植・性判別技術等を活用し、和牛子牛の生産拡大及び優良な乳用種後継雌牛の効率的な確保を図る取組などを推進します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等</p> <p>[事業内容]</p> <p>1 酪農経営改善対策</p> <p>(1) 性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用後継牛の確保、和牛受精卵を活用した和牛子牛生産の拡大等の経営改善に向けた計画的な取組への支援</p> <p>(2) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備への支援</p> <p>(3) 性判別精液生産機器等の導入への支援</p> <p>(4) 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催への支援</p> <p>2 繁殖性等向上対策</p> <p>(1) 和牛繁殖経営におけるICT等の新技術（情報通信技術も利用した発情発見装置等）を活用した繁殖性の向上等を図るための取組への支援</p> <p>(2) 子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、監視装置等による分娩事故の防止等）への支援</p> <p>[問合せ先]</p> <p>畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711</p>

酪農向け乳用種子牛の損耗防止・後継者への支援をしたい

<b>事業名</b>	酪農経営支援総合対策事業（ALIC事業）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	乳用後継牛の不足を解消するため、後継牛生産を促進するための飼養環境等の整備や経産牛の供用期間延長に資する取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 生産者団体等</p> <p>[事業内容] 乳用後継牛の確保と生産基盤強化            (1) 育成・分娩に必要な簡易畜舎整備，機器導入（カーフハッチ，分娩カメラ等）            (2) 牛舎の空きスペース活用のための整備（スタンション，仕切り用パイプ等）            (3) つなぎ牛舎の牛床や繫留具等の改良（牛床の延長等）            (4) 飼養環境の改善（牛床マット，カウブラシ等，暑熱ストレスの低減（細霧装置等）            (5) 供用期間の延長（肢蹄保護，乳房炎防止等）            (6) 地域における乳牛の継承，育成牛の地域内流通促進            (7) 酪農後継者の経営基盤の強化（初妊牛導入）            (8) 育成牛の事故率の低減（ワクチン）</p> <p>[補助率]            (1)～(4) 1/2 以内            (5)～(8) 定額</p> <p>[問合せ先]            畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993            茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711</p>

## 酪農や肉用牛生産における労働負担軽減・省力化を図りたい

<b>事業名</b>	持続的生産強化対策事業・畜産経営体生産性向上対策事業
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入を支援します。 また、酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備に対する支援、複数の酪農家が搾乳作業等をまとめて省力的に実施するための集合搾乳施設の整備及び乳用後継牛の育成を担う預託施設の機器整備等を支援します。(ALIC事業)
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 協議会（地域の酪農家，肉用牛農家等が参画する協議会）</p> <p>[事業内容]            (1) 搾乳ロボット・発情発見装置等の ICT 関連機械の導入を支援            (2) 酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備（ALIC事業）            (3) 集合搾乳施設，預託施設の機器等の整備（ALIC事業）</p> <p>[補助率] 定額，1/2 以内</p> <p>[問合せ先]            畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993            茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711</p>

## 自給飼料生産と環境負荷軽減により、経営の安定を図りたい

<b>事業名</b>	環境負荷軽減型酪農経営支援事業（エコ酪事業）（国直接採択）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）の経営の安定を図ります。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 酪農家</p> <p>〔事業内容〕 ふん尿の還元に必要な飼料作付面積を確保しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対し、（ア）飼料作付面積に応じて交付金を交付します。 また、（イ）有機飼料生産の取組に交付金を追加交付します。</p> <p>〔補助要件等〕 （1）飼料作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上であること。 （2）環境負荷軽減に取り組んでいること。（9メニューから2つ選択）</p> <p>&lt;環境負荷軽減取組メニュー&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 堆肥の適正還元の取組</li> <li>② 国産副産物の利用促進</li> <li>③ スラリー等の土中施用</li> <li>④ サイレージ生産の適正管理</li> <li>⑤ 温室効果ガス放出量削減の取組</li> <li>⑥ 化学肥料利用量の削減</li> <li>⑦ 連作防止の実施</li> <li>⑧ 放牧の実施</li> <li>⑨ 農薬使用量の削減</li> </ol> <p>〔補助限度額・補助率〕 定額：（ア）飼料作付面積 1.5万円/1ha （イ）有機飼料作付面積 1.5万円+3万円/1ha（追加交付）</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711</p>

## 乳用牛を増頭したい

<b>事業名</b>	生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）								
<b>対象分野</b>	畜産								
<b>事業要旨</b>	都府県における生乳生産量の増加を目指すため、畜産クラスター計画に位置づけられた生産者が乳用牛を増頭する場合に、増頭奨励金が交付されます。								
<b>事業概要</b>	<p>〔事業概要〕 生産者が畜産クラスター計画に基づき、乳用初妊牛を導入し増頭する場合に増頭実績に応じて奨励金を交付</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">対象となる飼養規模</td> <td style="padding: 2px;">成畜（乳用雌牛）120頭以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">増頭奨励金</td> <td style="padding: 2px;">27.5万円／頭</td> </tr> </table> <p>〔交付対象者〕 畜産クラスター計画に位置づけられた取組主体の構成員</p> <p>〔交付対象頭数〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24か月齢以上の乳用雌牛の期末頭数（令和2年12月31日）から期首頭数（令和元年12月31日）を差し引いた増頭数             <ul style="list-style-type: none"> <li>※外部導入（原則として市場から導入）した乳用初妊牛のみ対象</li> </ul> </li> <li>・1対象者当たり60頭かつ増頭後の頭数120頭までを上限</li> </ul> <p>〔問合せ先〕</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 2px;">畜産課 生産振興G</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">TEL：029-301-3993</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">茨城県酪農業協同組合連合会</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">TEL：029-224-6711</td> </tr> </table>	対象となる飼養規模	成畜（乳用雌牛）120頭以下	増頭奨励金	27.5万円／頭	畜産課 生産振興G	TEL：029-301-3993	茨城県酪農業協同組合連合会	TEL：029-224-6711
対象となる飼養規模	成畜（乳用雌牛）120頭以下								
増頭奨励金	27.5万円／頭								
畜産課 生産振興G	TEL：029-301-3993								
茨城県酪農業協同組合連合会	TEL：029-224-6711								

## 採卵養鶏経営の安定を図りたい

<b>事業名</b>	鶏卵生産者経営安定対策事業（一般社団法人 日本養鶏協会）
<b>対象分野</b>	畜産
<b>事業要旨</b>	鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援し、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定を図ります。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 一般社団法人 日本養鶏協会（交付対象：生産者（加入要件あり））</p> <p>[事業内容、補助要件等]</p> <p>(1) 鶏卵価格差補填事業 鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補充する。</p> <p>(2) 成鶏更新・空舎延長事業 鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回る日の30日前から、安定基準価格を上回る日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設ける場合に奨励金（空舎期間60日以上90日未満は210円/羽以内、舎期間90日以上120日未満は420円/羽以内。ただし、小規模生産者（10万羽未満）は空舎期間60日以上90日未満は310円/羽以内、舎期間90日以上120日未満は620円/羽以内）を交付する。</p> <p>[問合せ先] 一般社団法人 日本養鶏協会 TEL：03-3297-5515</p>



## 農業用機械・施設を整備したい

<b>事業名</b>	経営体育成支援事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）				
<b>対象分野</b>	機械・施設整備				
<b>事業要旨</b>	実質化された人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等が、融資を受け農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営発展を支援します。				
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 市町村</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 融資主体補助型</p> <p>①融資主体型補助事業 経営体が融資を主体として農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営発展を支援します。 助成対象者：実質化された人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者</p> <p>②追加的信用供与補助事業 融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証を拡大します。 助成対象者：県農業信用基金協会</p> <p>(2) 条件不利地域補助型 経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。 助成対象者：農業者等の組織する団体等</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>(1) 融資主体補助型 助成対象者が自らの経営において使用するために融資を受けて行う取組であること。</p> <p>(2) 条件不利地域補助型 共同で利用する経営規模の拡大や多角化・複合化を進めるために行う取組であること。</p> <p>〔対象経費〕 事業費が整備内容ごとに50万円以上であり、残存耐用年数が概ね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>(1) 融資主体補助型</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①融資主体型補助事業</td> <td>融資残額（事業費の3/10 上限）</td> </tr> <tr> <td>②追加的信用供与補助事業</td> <td>地区ごとの保証対象融資額×1/15 上限</td> </tr> </table> <p>(2) 条件不利地域補助型                      1/2 以内（4,000万円上限）</p> <p>〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833</p>	①融資主体型補助事業	融資残額（事業費の3/10 上限）	②追加的信用供与補助事業	地区ごとの保証対象融資額×1/15 上限
①融資主体型補助事業	融資残額（事業費の3/10 上限）				
②追加的信用供与補助事業	地区ごとの保証対象融資額×1/15 上限				

## 効率的・高収益な生産出荷体制を整備したい

<b>事業名</b>	いばらきの産地パワーアップ支援事業
<b>対象分野</b>	機械・施設整備
<b>事業要旨</b>	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備等や機械等のリース導入等を、すべての農作物を対象として支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>[事業内容] (1) 整備事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設の整備等を支援します。 (2) 基金事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入や生産資材の導入等を支援します。</p> <p>[補助要件] ・ 支援対象： 地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体 ・ 面積要件： 水稻 50ha、麦 30ha、大豆 20ha、いも類 25ha、茶 10ha、果樹 10ha、露地野菜 10ha、施設野菜 5ha、露地花き 5ha、施設花き 3ha、特用林産物 2ha 等であること (中山間地域等においては、要件の緩和あり) ・ 機械の導入は本体価格が 50 万円以上であること。 ・ 施設整備の実施にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業を採択します。 ・ 事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。</p> <p>[対象経費] 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な、機械導入に要する経費、施設整備に必要な経費、果樹の改植に必要な経費、高収益作物・栽培体系への転換に必要な資材導入等に要する経費等 (水稻乾燥調製施設、野菜・果樹集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、GPS 活用型農業機械 等)</p> <p>[補助限度額・補助率] ・ 補助限度額：1 年度当たり 20 億円 (ただし、整備する施設等により異なる) ・ 補助率：1/2 以内 (ただし、品目や整備する施設等により異なる)</p> <p>[問合せ先] お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 ( 県北：0294-80-3303, 県央：029-221-3034, 鹿行：0291-33-4117, ) ( 県南：029-822-7086, 県西：0296-24-9169 ) 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>

儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

事業名	儲かる産地支援事業
対象分野	機械・施設整備
事業要旨	ブランド化や輸出などの新たな取り組みや、ICTや高性能機械など低コストで高品質な農産物が生産できる仕組みの導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家をより多く育成し、他の担い手農家に横展開させることで、「儲かる農業」の実現を支援します。
事業概要	<p>[事業主体] 農協、営農集団（受益農家3戸以上）、 農業法人・認定農業者（先端技術の導入に限る）</p> <p>[補助率] 1/3以内</p> <p>[事業費] 1,600千円以上</p> <p>[事業内容] ○先端技術の導入支援 「儲かる農業」の実現のため、地域農業をリードする先進的な経営体の育成を目的とし、ICTを活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。 (ICTを活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS内蔵自動走行トラクター等)</p> <p>○高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備を支援する。 (収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外（トラック、フォークリフト、動力噴霧機等）</p> <p>[その他] 本事業は収益性の高いモデル的な担い手農家をより多く育成し、他の担い手農家への横展開を図ることを目的としており、本事業により導入した機械・設備は、視察の受入れや研修会等で公開するなど、取組内容の情報公開に努めること</p> <p>[問合せ先] お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303, 県央：029-221-3034, 鹿行：0291-33-4117, 〕 〔 県南：029-822-7086, 県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>

生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい

<b>事業名</b>	農産園芸共同利用施設整備事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）
<b>対象分野</b>	機械・施設整備
<b>事業要旨</b>	競争力のある産地づくりを推進するため、販売量の増大や、高付加価値化による販売価格の向上、生産/流通コストの低減等、生産力強化の取組に必要な大規模共同利用施設の整備を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 市町村、公社、農業者の組織する団体等</p> <p>[事業内容] 国内農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な、大規模共同利用施設等の整備を支援します。</p> <p>[補助要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費：5千万円以上(農業機械は対象外)であること。</li> <li>・受益者数：受益農業従事者が5名以上であること。</li> <li>・受益面積：水稲50ha以上、麦30ha以上、大豆20ha以上、果樹10ha以上、露地野菜10ha以上、施設野菜5ha以上、露地花き5ha以上、施設花き3ha以上等であること。</li> <li>・事業の実施にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業を採択します。</li> <li>・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を2つ選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。</li> </ul> <p>[対象経費] 農産・園芸作物の生産及び流通に必要な、大規模共同利用施設等の整備に係る経費</p> <p>[補助率] 補助率：1/2以内</p> <p>[問合せ先] お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303, 県央：029-221-3034, 鹿行：0291-33-4117, 〕 〔 県南：029-822-7086, 県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>

## ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい

<b>事業名</b>	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 【国補】
<b>対象分野</b>	機械・施設整備
<b>事業要旨</b>	農業者が既存のハウス本体の補強や防風ネットの設置を行う際に必要な資材費や補強役務費等について、補助金を交付します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 農業者，農業者団体，地域農業再生協議会，市町村等</p> <p>〔事業内容〕 今後 10 年以上の利用が見込まれるハウスを対象に以下の取組を支援 ・ハウス本体の補強（筋交い直管，タイバー，斜材，中柱 等） ・防風ネットの設置 等</p> <p>〔補助要件等〕 県が策定した被害防止計画に位置づけられた取組であること 今後 10 年以上の利用が見込まれるハウスであること 園芸施設共済又は民間の建物共済や損害保険等に加入すること</p> <p>〔対象経費〕 補強資材費，補強役務費，機械設備購入費（※非常用電源を含む）等</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内</p> <p>〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303，県央：029-221-3034，鹿行：0291-33-4117，   県南：029-822-7086，県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>

## 6次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい

<b>事業名</b>	6次産業化ネットワーク活動事業
<b>対象分野</b>	6次産業化
<b>事業要旨</b>	農林漁業者と地域の様々な事業者等が参画した6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓, 加工施設・機械等の整備を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>1 推進支援事業（ソフト事業）</p> <p>〔事業主体〕 農林漁業者, 農林漁業者の組織する団体, 民間事業者, 事業協同組合 等</p> <p>〔事業内容〕 (1) 加工適性のある作物導入の取組について支援 (2) 新商品開発・販路開拓等の取組について支援</p> <p>〔補助要件〕 多様な事業者が連携（事業実施主体を含む3者以上）するネットワークを構築しており, 又は構築することが確実であること。</p> <p>〔対象経費〕 (1) 講習会受講費, 試験栽培実施費（種苗費, 資材費）, 技術栽培指導受講費（栽培管理指導謝金, 栽培管理指導旅費）等 (2) 新商品開発費（開発員手当, 成分分析費, 新商品の製造に関する機器のレンタル・リース料等）, 消費者評価会実施費, 販売促進展開費（会場借料, 出展旅費等）等</p> <p>〔補助率〕 事業費の1/3以内（6次産業化市町村戦略に基づく取組は1/2以内）</p> <p>2 施設整備事業（ハード事業）</p> <p>〔事業主体〕 「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画等の認定を受けた農林漁業者団体（原則として, 農林漁業者3戸以上で構成していること）等</p> <p>〔事業内容〕 総合化事業計画等に基づいて実施する取組に必要な機械や建物の整備を支援</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し, 連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。</li> <li>・制度資金等の融資を活用すること。</li> <li>・本事業で扱う農林水産物について, 事業実施主体がおおむね50%以上（取扱量又は取扱金額）生産を行っている又は生産を計画していること（ネットワークに参画する事業者が生産する場合も含む）。</li> </ul> <p>〔対象経費〕 農林水産物等の生産・加工・販売等に必要な機械・建物の整備に要する経費等</p> <p>〔補助率・補助限度額〕 補助率：事業費の3/10以内 （6次産業化市町村戦略や中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に基づく取組等は1/2以内） 補助限度額：1億円</p> <p>3 問合せ先 お住まいの市町村 農業技術課 6次産業化推進G TEL:029-301-3894</p>

## 農産物の付加価値向上に取り組みたい

<b>事業名</b>	6次産業化総合支援事業（アグリビジネスに関する講座の開催）
<b>対象分野</b>	6次産業化
<b>事業要旨</b>	事業計画の作成，経営・販売ノウハウ，商談スキルなどを学ぶ講座を開催し，農産物の付加価値向上に取り組む農業者等を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>1 アグリビジネス基礎講座の開催</p> <p>〔事業主体〕 農産物の付加価値向上を目指す農業者等</p> <p>〔事業内容〕 商品づくり，経営・販売ノウハウなどを学ぶアグリビジネス基礎講座を開催し，農産物の付加価値向上プランの作成を支援します。</p> <p>〔開催方法〕 3日間程度の講座を開催します。</p> <p>〔募集人数〕 20名程度</p> <p>〔受講料〕 受講料は無料です。ただし，実習等で必要となる交通費等の経費については受講者が負担するものとします。</p> <p>2 商談スキル向上講座の開催</p> <p>〔事業主体〕 農産物等の販路開拓を目指す農業者等</p> <p>〔事業内容〕 自社商品の魅力について整理し，流通事業者等との商談に必要な準備を行い，商品提案力・商談力の向上を目的とした講座を開催します。</p> <p>〔期間〕 10月～1月（予定）</p> <p>〔募集人数〕 20名程度</p> <p>〔受講料〕 受講料は無料です。ただし，実習等で必要となる交通費等の経費については受講者が負担するものとします。</p> <p>〔問合せ先〕 農業技術課 6次産業化推進G TEL:029-301-3894</p>

## 加工品を開発したい

<b>事業名</b>	6次産業化総合支援事業（6次産業化オープンラボラトリーの活用推進）																
<b>対象分野</b>	6次産業化																
<b>事業要旨</b>	6次産業化オープンラボラトリー（開放実験室）の活用推進により、6次産業化に取り組む農業者を支援します。																
<b>事業概要</b>	<p>&lt;6次産業化オープンラボラトリーとは&gt;          地域の農産物を加工した商品開発のために、試作や加工技術の習得に取り組むための実験室で、農産加工指導センターに設置されています。</p> <p>※農産加工指導センター          場所：笠間市安居 3165-1（農業総合センター園芸研究所内）</p> <p>[事業内容]          (1) 下記利用資格に該当する方は、新たな加工技術による試作・商品開発をするための機材を整備した6次産業化オープンラボラトリーの活用ができます。          (2) 農産加工や衛生管理等の専門知識を有する指導員から、加工技術や商品開発に対する助言・指導を受けることができます。</p> <p>[利用資格]          農業者、加工グループ、これから6次産業化を目指して農産加工活動に取り組む予定の者等</p> <p>[利用手続き]          施設を利用する場合は事前予約が必要です。          事前予約は、最寄りの農林事務所経営・普及部門または農業改良普及センターを通じてご予約ください。</p> <p>[留意事項]          施設利用料は無料ですが、実験材料（調味料などを含む）はすべて利用者に用意していただきます。（事前に指導員との打合せを行って準備してください。）</p> <p>[問合せ先]          農業技術課 6次産業化推進G TEL:029-301-3894          農業総合センター農産加工指導センター TEL:0299-48-2801          最寄りの各農林事務所経営・普及部門 または 地域農業改良普及センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">農林事務所経営・普及部門</th> <th style="width: 50%;">地域農業改良普及センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北（常陸太田）：0294-80-3340</td> <td>常陸大宮：0295-53-0116</td> </tr> <tr> <td>県央（水戸）：029-227-1521</td> <td>笠間：0296-72-0701</td> </tr> <tr> <td>鹿行（鉾田）：0291-33-6193</td> <td>行方：0299-72-0256</td> </tr> <tr> <td>県南（土浦）：029-822-7242</td> <td>稲敷：029-892-2934</td> </tr> <tr> <td></td> <td>つくば：029-836-1109</td> </tr> <tr> <td>県西（筑西）：0296-24-9206</td> <td>結城：0296-48-0184</td> </tr> <tr> <td></td> <td>坂東：0297-34-2134</td> </tr> </tbody> </table>	農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター	県北（常陸太田）：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116	県央（水戸）：029-227-1521	笠間：0296-72-0701	鹿行（鉾田）：0291-33-6193	行方：0299-72-0256	県南（土浦）：029-822-7242	稲敷：029-892-2934		つくば：029-836-1109	県西（筑西）：0296-24-9206	結城：0296-48-0184		坂東：0297-34-2134
農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター																
県北（常陸太田）：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116																
県央（水戸）：029-227-1521	笠間：0296-72-0701																
鹿行（鉾田）：0291-33-6193	行方：0299-72-0256																
県南（土浦）：029-822-7242	稲敷：029-892-2934																
	つくば：029-836-1109																
県西（筑西）：0296-24-9206	結城：0296-48-0184																
	坂東：0297-34-2134																



## 6次産業化を通じて経営改善を図りたい

<b>事業名</b>	6次産業化ネットワーク活動事業（6産業化相談窓口）
<b>対象分野</b>	6次産業化
<b>事業要旨</b>	経営戦略作成や商品開発、販路開拓など課題に応じて専門家を派遣し、6次産業化に取り組み経営改善を図ろうとする農業者等を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 茨城6次産業化サポートセンター（県からの委託）</p> <p>〔事業内容〕 6次産業化に取り組む農業者等で支援実施後5年間の経営改善目標を自ら掲げる者のうち、6次産業化サポートセンターが選定した者（以下、「重点対象者」という。）を支援します。</p> <p>〔費用〕 費用は無料です。</p> <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点対象者以外の方からの相談については、原則として専門家を派遣せず、電話対応となります。</li> <li>・6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の申請を希望される方は、関東農政局等にて相談を受け付けています。</li> </ul> <p>〔問合せ先〕 農業技術課 6次産業化推進G TEL:029-301-3894</p>

## 農産物等の販路開拓に取り組みたい

<b>事業名</b>	6次産業化販路開拓チャレンジ事業（販路開拓に対する支援）
<b>対象分野</b>	販路拡大
<b>事業要旨</b>	国内大規模商談会への出展支援や、ネット販売・直販向けの商談会の開催などにより、新たな販路の開拓を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>1 大規模商談会への出展支援</p> <p>〔事業主体〕 県内に主たる事業所を有する農林漁業者，農業団体，農業法人，畜産業者，水産業者，食品事業者等（主たる原材料が県内産である場合に限る）</p> <p>〔事業内容〕 大規模商談会（スーパーマーケット・トレードショー）に「茨城県ブース」として、県産農産物及び加工品をまとまった形で出展します。</p> <p>〔補助要件等〕 県内に主たる事業所を有する農林漁業者，農業団体，農業法人，畜産業者，水産業者，食品事業者等（主たる原材料が県内産である場合に限る）</p> <p>〔対象経費〕 茨城県ブースへの出展にかかる費用（小間出展料）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 補助率 1/2</p> <p>2 販路開拓商談会の開催</p> <p>〔事業主体〕 農産物等の販路開拓を目指す農業者等</p> <p>〔事業内容〕 農産物・加工品のネット販売プラットフォームを活用した販売や、直販を中心とした販路拡大を目的とする商談会を開催します。</p> <p>〔回数，募集人数〕 年2回（予定），100名程度</p> <p>〔参加料〕 参加料は無料です。ただし、交通費等の経費については参加者が負担するものとします。</p> <p>3 問合せ先 営業戦略部 販売流通課 販売戦略G TEL:029-301-3966</p>

## 農産物等を輸出したい

<b>事業名</b>	いばらきグローバルビジネス推進事業（いばらきグローバルビジネス推進協議会）
<b>対象分野</b>	販路拡大
<b>事業要旨</b>	いばらきグローバルビジネス推進協議会会員に対して，輸出に関する情報提供を行うほか，セミナーの開催等による輸出ノウハウの向上や海外バイヤーとの商談機会の充実を図ります。
<b>事業概要</b>	<p>[いばらきグローバルビジネス推進協議会とは]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 海外でのビジネスにチャレンジする中小企業・農業者等の支援を通じて，海外進出及び輸出を促進し，経済のグローバル化に対応した本県産業の振興を図る。</li> <li>2 設立日 令和元年5月24日</li> <li>3 会員数（令和2年2月末現在） 236の企業・団体等（うち149の企業・団体等で食品部会を構成）</li> </ol> <p>[いばらきグローバルビジネス推進協議会（食品部会）の事業内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員間における意見交換会の開催</li> <li>2 海外バイヤー招へいによる商談機会の提供</li> <li>3 海外市場に関するセミナーの開催</li> <li>4 メーリングリストによる商談会情報や海外の輸入制度等についての情報提供</li> </ol> <p>[協議会への入会要件]</p> <p>県産農林水産物等の輸出に意欲的である農業者等 ※協議会への申込手続きが必要となります（入会費，年会費不要）</p> <p>[問合せ先]</p> <p>いばらきグローバルビジネス推進協議会（食品部会）事務局 （営業戦略部 農産物輸出促進チーム） TEL:029-301-3965</p>

## 農地を貸出したい（農地を貸す方への支援）

<b>事業名</b>	農地集積総合支援事業（機構集積協力金交付事業）
<b>対象分野</b>	農地，基盤整備
<b>事業要旨</b>	農地中間管理機構を通じ，担い手への農地の集積や分散した農地の集約化を進めるため，農地の貸出しに協力してくれる方等を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 市町村</p> <p>[事業内容]</p> <p>(1) 経営転換協力金（個人） 経営転換やリタイアする農業者等が農地を農地中間管理機構に貸し付け，担い手等に貸し付けられた場合，貸付面積に応じ，協力金を交付します。</p> <p>(2) 地域集積協力金（地域） 地域内に占める一定程度の農地をまとった形で農地中間管理機構に貸し付け，担い手等に貸し付けられた場合，貸付面積に応じ，地域に協力金を交付します。</p> <p>[補助要件等] 農地を10年以上農地中間管理機構に貸し付け，かつ農地が機構から担い手等に貸し付けられること。</p> <p>(1) 経営転換協力金（個人） 農地中間管理機構に貸し付ける農地のうち，一筆以上が担い手等に貸し付けられること。</p> <p>(2) 地域集積協力金（地域） 農地中間管理機構に貸し付ける地域内の農地のうち，新たに担い手へ貸し付けられる農地の割合が10%以上となること。</p> <p>[補助限度額・補助率]</p> <p>(1) 経営転換協力金 1.5万円/10a 交付限度額：50万円/戸</p> <p>(2) 地域集積協力金 1.0～2.8万円/10a</p> <p>[問合せ先] 農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833</p>

小区画の畑地を簡易な整備により大区画化し、高収益な営農を展開したい

<b>事業名</b>	高収益畑作モデル基盤整備事業（農地耕作条件改善事業を活用）
<b>対象分野</b>	農地，基盤整備
<b>事業要旨</b>	高収益な畑作営農を実践する担い手の経営戦略に対応できる基盤を早期に整備するため、小区画から大区画にする簡易な畑地整備をモデル的に実施する。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 県（各農林事務所土地改良部門）</p> <p>〔事業内容〕 畑地の区画拡大，畑地かんがい用水の整備</p> <p>〔事業要件等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国営事業地区受益地内の畑地</li> <li>(2) 農地中間管理事業の重点実施区域，本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域</li> <li>(3) 対象面積：10ha 未満／地区</li> <li>(4) 総事業費：200 万円以上</li> <li>(5) 受益者数：2 者以上</li> <li>(6) 農地中間管理機構との連携概要の策定</li> <li>(7) 農地集積促進計画の策定</li> <li>(8) 農地耕作条件改善計画の策定</li> <li>(9) 事業実施年度より起算して5 年間以上高収益作物を作付することとし、地区全体面積に占める高収益作物の作付面積割合が5 %ポイント以上増加すること、かつ面積割合が10%以上となること</li> </ol> <p>〔対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量試験費 用地境界測量，畑地整備（用水整備を含む）に係る測量及び実施設計</li> <li>・ 工事費 畑地の区画拡大，畑地かんがい用水の整備</li> </ul> <p>〔補助率〕 国 50%，県 40%，市町村 10%</p> <p>〔問合せ先〕 農地整備課 国営事業推進室 TEL:029-301-4241 最寄りの農林事務所 土地改良部門事業調整課 （県北 TEL:0294-80-3350，県央 TEL:029-221-6636，鹿行 TEL:0291-33-4120， 県南 TEL:029-822-5045，県西 TEL:0296-24-9241） 県央農林事務所土地改良部門那珂川沿岸農業水利事業推進課 TEL:029-224-3410 県西農林事務所土地改良部門霞ヶ浦用水推進課 TEL:0296-24-9246</p>

地域共同で農地・農業用水や地域環境を守りたい

事業名	多面的機能支払交付金
対象分野	農地，基盤整備
事業要旨	地域共同で行う地域資源（農地，水路，農道等）の基礎的保全管理，質的向上を図る共同活動，施設の長寿命化を図る活動に対し支援します。
事業概要	<p>(1) 農地維持支払交付金</p> <p>〔事業主体〕 「農業者のみ」又は「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織</p> <p>〔事業内容〕 農用地，水路，農道及びため池等などの保全管理 (草刈，泥上げ，施設の適正管理)</p> <p>〔対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日当（活動参加者に対して支払う日当）</li> <li>・購入・リース費（資材の購入費，機械等の借り上げ費等） など</li> </ul> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付単価：田 3,000 円/10a 畑 2,000 円/10a 草地 240 円/10a</li> <li>・補助率：国・県・市町村＝(1/2・1/4)・1/4</li> </ul> <p>(2) 資源向上支払交付金</p> <p>①共同活動</p> <p>〔事業主体〕 「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織</p> <p>〔事業内容〕 施設の軽微な補修，生態系保全，景観形成などの地域資源の質的向上活動</p> <p>〔対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日当（活動参加者に対して支払う日当）</li> <li>・購入・リース費（生態系保全の活動の資材，機械等の借り上げ費等）</li> </ul> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付単価：田 2,400 円/10a 畑 1,440 円/10a 草地 240 円/10a</li> <li>※多面的機能の増進を図る活動に取組まない場合は，5/6 を乗じた単価</li> <li>※農地維持，共同活動，長寿命化に取り組む場合には，共同活動の交付単価は 75%</li> <li>・補助率：国・県・市町村＝(1/2・1/4)・1/4</li> </ul> <p>②長寿命化</p> <p>〔事業主体〕 「農業者のみ」又は「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織</p> <p>〔事業内容〕 老朽化が進む水路，農道，ため池等の補修，更新等</p> <p>〔対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日当（活動参加者に対して支払う日当）</li> <li>・購入・リース費（資材の購入費，機械等の借り上げ費等）</li> <li>・委託費（建設業者への外注費等） など</li> </ul> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付単価：田 4,400 円/10a 畑 2,000 円/10a 草地 400 円/10a</li> <li>・補助率：国・県・市町村＝(1/2・1/4)・1/4</li> </ul> <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL:029-301-4264</p>

## 農地集積・集約化を進めるために耕作条件を改善したい

事業名	耕作条件改善事業
対象分野	農地，基盤整備
事業要旨	農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進や高収益作物への転換を図るためのきめ細やかな耕作条件の改善を支援します。
事業概要	<p>[事業主体] 市町村，土地改良区，農業協同組合，農地中間管理機構，農業法人 等</p> <p>[事業内容]  (1) 農地耕作条件改善事業  ・定額助成  区画拡大，暗渠排水，水路等の更新整備等  ・定率助成  農業用排水施設，暗渠排水，区画整理，農作業道，農地造成，管理省力化支援等  (2) 農業基盤整備促進事業  ・定額助成 上記と同様  ・定率助成 上記と同様  (3) 農業水路等長寿命化・防災減災事業  ・定率助成  農業用排水施設の新設，廃止，又は変更  (4) 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）  ・定率助成  農業用排水施設の新設，廃止，又は変更</p> <p>[補助要件等]  (1) 農地中間管理事業の重点実施区域，本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域  (2) 総事業費 200 万円以上  (3) 受益者数が 2 者以上  (4) 受益面積が 5ha 以上（農業基盤整備促進事業及び水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）のみ）</p> <p>[補助率]  ○定額助成  ・助成単価は，事業種類，現場条件，施工条件等に応じ変動  ・助成単価は，事業費の 1/2 相当  ○定率助成……国 50%（6 法指定地域等 55%），県 14%</p> <p>[問合せ先]  農村計画課 農村総合計画G TEL029-301-4155</p>

## 農村の生活環境を改善したい

<b>事業名</b>	農業集落排水施設接続支援事業（森林湖沼環境税活用）
<b>対象分野</b>	農地，基盤整備
<b>事業要旨</b>	湖沼（霞ヶ浦，涸沼，牛久沼）等の公共用水域の水質保全のため，市町村の農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 市町村</p> <p>〔事業内容〕 霞ヶ浦，涸沼，牛久沼の湖沼流域において，農業集落排水施設への接続補助を行う市町村に対し，補助金を交付します。 ※事業期間は平成 30 年度～令和 3 年度</p> <p>〔補助要件等〕 霞ヶ浦，涸沼，牛久沼流域内で，農業集落排水施設の供用開始後 3 年以内の接続，さらに霞ヶ浦流域限定で，供用開始後 4 年目以降も対象（平成 30 年度以降供用開始を除く）</p> <p>〔対象経費〕 受益者が農業集落排水施設への接続に要した経費のうち，市町村が補助した額の一部</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が交付する額の 1/2 以内（1 戸当たり 2 万円を限度）</li> <li>・さらに霞ヶ浦流域限定で，「65 歳以上または 18 歳未満の者がいる世帯」のうち課税対象所得の合計が 334 万円以下の世帯に対し，接続工事費を最大 31 万円補助</li> <li>・ただし，財政力指数が 1.0 以上の市町村は，交付率を 90%</li> </ul> <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村 農業集落排水施設担当課 農地整備課 農村環境農道 G TEL:029-301-4259</p>



## 畑地かんがいを活用した営農をしたい

<b>事業名</b>	畑地かんがい営農確立普及事業
<b>対象分野</b>	農地，基盤整備
<b>事業要旨</b>	実証試験結果等により畑かん効果の普及啓発を行い，用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ，農業生産性の向上などを図ります。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 県（各農林事務所土地改良部門）</p> <p>[事業内容]            (1) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業            畑地かんがいを活用した簡易な実証ほ場を設置し，かん水効果の期待できる高収益作物の導入を検討します。            (2) 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業            畑かん施設を整備した実証ほ場を設置し，省力化と高収益に向けた水利用技術・作物栽培管理技術の確立を図ります。            (3) 畑地かんがい営農普及推進事業            畑地かんがいを活用した「実証ほ場」の結果から効果等を検証し，現地研修会や見学会等を通じて畑地かんがい効果のPRを行います。</p> <p>[実施概要及び利用方法]            (1) 実証ほ場の設置・運営：年4箇所程度（上記(1)(2)に対応）            実証ほ場の設置希望者は，各農林事務所土地改良部門に問合せをお願いします。            (2) 現地研修会及び見学会：随時（上記(3)に対応）            実証ほ場の現地研修等の希望者は，各農林事務所土地改良部門に問合せをお願いします。</p> <p>[対象経費]            (1) 実証ほ場の設置及び運営費用等（畑地かんがい資材及び管理手当）（上記(1)に対応）            (2) 効果調査及び資料作成費用等（作成した啓発資料は希望者に無料配布）（上記(2)に対応）</p> <p>[その他]            上記以外に，畑地かんがいの効果等を示したPR用DVD（平成27年度作製）の貸出が可能です。希望される方は下記に問合せをお願いします。</p> <p>[問合せ先]            農地整備課 国営事業推進室 TEL:029-301-4241            最寄りの農林事務所 土地改良部門事業調整課            （県北 TEL:0294-80-3350，県央 TEL:029-221-6636，鹿行 TEL:0291-33-4120，            県南 TEL:029-822-5045，県西 TEL:0296-24-9241）            県央農林事務所土地改良部門那珂川沿岸農業水利事業推進課            TEL:029-224-3410            県西農林事務所土地改良部門霞ヶ浦用水推進課            TEL:0296-24-9246</p>

生産条件が不利な地域での営農を支援したい

<b>事業名</b>	中山間地域農業基盤整備促進事業
<b>対象分野</b>	農地，基盤整備
<b>事業要旨</b>	中山間地域において，水田から畑地への転換等のための簡易な基盤整備を行うことによって，地域の活性化を図るとともに，意欲のある農業者を育成することを目的としています。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 市町，土地改良区，農業協同組合，その他適当と認める団体</p> <p>[事業概要] 生産条件が不利な中山間地域において，水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備を支援します。</p> <p>[補助要件等] (1) 中山間地域等直接支払交付金の対象地域で，農地面積が 1ha 未満かつ地権者が 2 名以上であること。 (2) 水田から畑への転換等を図ること。</p> <p>[補助限度額・補助率] 事業費の 62.5%以内</p> <p>[事業内容] ① 畦畔除去 : 農用地等の区画形質の変更（簡易な段差修正，整地等を含む） ② 暗渠排水 : 地形に応じた暗渠の新設若しくは変更又は心土破壊（浅層・補助暗渠を含む） ③ 客土 : 地形に応じた客土（混層耕を含む）又は，これと一体的に実施する酸性土壌改良資材，リン酸資材及び有機質資材の投入等 ④ 用排水路 : 農業用排水施設の新設，廃止，変更，補修 ⑤ 進入路 : 進入路の新設，廃止，変更，補修 ⑥ 耕作放棄地解消 : 耕作放棄地の解消（障害物の除去，除礫，深耕，整地，侵入防止柵の設置等） ⑦ 電牧柵 : 電牧柵 ⑧ 鳥獣害防止柵 : 鳥獣害防止柵 ⑨ 特認事項 : 上記以外で県が適当と認めるものなど</p> <p>[問合せ先] 農地整備課 農村環境農道G TEL:029-301-4259</p>

## 農業に関する先進的な知識や技術を学びたい

<b>事業名</b>	いばらき農業アカデミー事業																																																																																																																												
<b>対象分野</b>	経営改善, 技術習得, 新規就農, 企業参入																																																																																																																												
<b>事業要旨</b>	本県農業をけん引する経営感覚に優れた経営体を育成するため, 経営者マインドの醸成を図るとともに, 経営管理や生産技術について総合的な学びの場を産学官が連携して提供します。																																																																																																																												
<b>事業概要</b>	〔事業主体〕 茨城県 〔受講対象者〕 県内の意欲ある農業者, 農業を志す方 〔事業内容〕 ※内容は変更となる可能性があります。																																																																																																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 55%;">講座名</th> <th style="width: 15%;">開催時期</th> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 15%;">受講経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle;">経営 高度 化 講座 群</td> <td>ヤングファーマーズ・ミーティング</td> <td>7月</td> <td>1</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>経営スタートアップ講座</td> <td>6~3月</td> <td>10</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>女性農業経営者育成講座</td> <td>6~1月</td> <td>8</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>リーダー農業経営者育成講座</td> <td>6~2月</td> <td>11</td> <td>テキスト代</td> </tr> <tr> <td>農業簿記講座</td> <td>11~2月</td> <td>8</td> <td>テキスト代</td> </tr> <tr> <td>農業経営改善研修会</td> <td>9, 11, 1月</td> <td>3</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>法人化促進講座</td> <td>5~1月</td> <td>4</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>農業法人等従業員育成講座</td> <td>12, 1月</td> <td>3</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>アグリビジネス基礎講座</td> <td>10~12月</td> <td>3</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>商談スキル向上講座</td> <td>10~2月</td> <td>5</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>SNSを活用した販路拡大講座</td> <td>8月</td> <td>3</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>販路拡大セミナー</td> <td>7月</td> <td>1</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">生産 ・ 加工 技術 講座 群</td> <td>いばらき営農塾(野菜A, B)</td> <td>5~2月</td> <td>各27</td> <td>受講料等</td> </tr> <tr> <td>生産環境管理(土壌)講座</td> <td>7~11月</td> <td>3</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>生産環境管理(病害虫・植物保護)講座</td> <td>9~12月</td> <td>5</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>品目別先進農業技術講座</td> <td>6~2月</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>6次産業化促進講座(加工入門)</td> <td>5~7月</td> <td>4</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>6次産業化促進講座(加工向上)</td> <td>6~1月</td> <td>10</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>食品衛生講座(HACCP含む)</td> <td>8月</td> <td>3</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>農業生産工程管理(GAP)講座</td> <td>7, 10月</td> <td>2</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>農業機械基礎研修</td> <td>1月</td> <td>3</td> <td>受講料等</td> </tr> <tr> <td>農作業安全・大型特殊免許(農耕用)等取得研修</td> <td>5~8月 11~2月</td> <td>9</td> <td>受講料・ 試験代等</td> </tr> <tr> <td>農業機械士技能認定研修</td> <td>11月</td> <td>1</td> <td>受講料等</td> </tr> <tr> <td>小型車両系建設機械・小型フォークリフト刈払機作業視覚取得研修</td> <td>6~11月</td> <td>3</td> <td>試験手数料</td> </tr> <tr> <td>新規繁殖和牛経営入門講座</td> <td>7~1月</td> <td>8</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>豚人工授精実習会</td> <td>11月</td> <td>1</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>特別 講座群</td> <td>鳥獣被害対策講座</td> <td>7~11月</td> <td>6</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海外農業事情ゼミ</td> <td>11, 2月</td> <td>2</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		講座名	開催時期	回数	受講経費	経営 高度 化 講座 群	ヤングファーマーズ・ミーティング	7月	1	無料	経営スタートアップ講座	6~3月	10	無料	女性農業経営者育成講座	6~1月	8	無料	リーダー農業経営者育成講座	6~2月	11	テキスト代	農業簿記講座	11~2月	8	テキスト代	農業経営改善研修会	9, 11, 1月	3	無料	法人化促進講座	5~1月	4	無料	農業法人等従業員育成講座	12, 1月	3	無料	アグリビジネス基礎講座	10~12月	3	無料	商談スキル向上講座	10~2月	5	無料	SNSを活用した販路拡大講座	8月	3	無料	販路拡大セミナー	7月	1	無料	生産 ・ 加工 技術 講座 群	いばらき営農塾(野菜A, B)	5~2月	各27	受講料等	生産環境管理(土壌)講座	7~11月	3	無料	生産環境管理(病害虫・植物保護)講座	9~12月	5	無料	品目別先進農業技術講座	6~2月		無料	6次産業化促進講座(加工入門)	5~7月	4	無料	6次産業化促進講座(加工向上)	6~1月	10	無料	食品衛生講座(HACCP含む)	8月	3	無料	農業生産工程管理(GAP)講座	7, 10月	2	無料	農業機械基礎研修	1月	3	受講料等	農作業安全・大型特殊免許(農耕用)等取得研修	5~8月 11~2月	9	受講料・ 試験代等	農業機械士技能認定研修	11月	1	受講料等	小型車両系建設機械・小型フォークリフト刈払機作業視覚取得研修	6~11月	3	試験手数料	新規繁殖和牛経営入門講座	7~1月	8	無料	豚人工授精実習会	11月	1	無料	特別 講座群	鳥獣被害対策講座	7~11月	6	無料		海外農業事情ゼミ	11, 2月	2	無料	※全32講座を予定。詳細はHPをご覧ください。 <a href="http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp">http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp</a> 〔問合せ先〕 農業総合センター 企画調整課 TEL:0299-45-8321		
	講座名	開催時期	回数	受講経費																																																																																																																									
経営 高度 化 講座 群	ヤングファーマーズ・ミーティング	7月	1	無料																																																																																																																									
	経営スタートアップ講座	6~3月	10	無料																																																																																																																									
	女性農業経営者育成講座	6~1月	8	無料																																																																																																																									
	リーダー農業経営者育成講座	6~2月	11	テキスト代																																																																																																																									
	農業簿記講座	11~2月	8	テキスト代																																																																																																																									
	農業経営改善研修会	9, 11, 1月	3	無料																																																																																																																									
	法人化促進講座	5~1月	4	無料																																																																																																																									
	農業法人等従業員育成講座	12, 1月	3	無料																																																																																																																									
	アグリビジネス基礎講座	10~12月	3	無料																																																																																																																									
	商談スキル向上講座	10~2月	5	無料																																																																																																																									
	SNSを活用した販路拡大講座	8月	3	無料																																																																																																																									
販路拡大セミナー	7月	1	無料																																																																																																																										
生産 ・ 加工 技術 講座 群	いばらき営農塾(野菜A, B)	5~2月	各27	受講料等																																																																																																																									
	生産環境管理(土壌)講座	7~11月	3	無料																																																																																																																									
	生産環境管理(病害虫・植物保護)講座	9~12月	5	無料																																																																																																																									
	品目別先進農業技術講座	6~2月		無料																																																																																																																									
	6次産業化促進講座(加工入門)	5~7月	4	無料																																																																																																																									
	6次産業化促進講座(加工向上)	6~1月	10	無料																																																																																																																									
	食品衛生講座(HACCP含む)	8月	3	無料																																																																																																																									
	農業生産工程管理(GAP)講座	7, 10月	2	無料																																																																																																																									
	農業機械基礎研修	1月	3	受講料等																																																																																																																									
	農作業安全・大型特殊免許(農耕用)等取得研修	5~8月 11~2月	9	受講料・ 試験代等																																																																																																																									
	農業機械士技能認定研修	11月	1	受講料等																																																																																																																									
	小型車両系建設機械・小型フォークリフト刈払機作業視覚取得研修	6~11月	3	試験手数料																																																																																																																									
	新規繁殖和牛経営入門講座	7~1月	8	無料																																																																																																																									
	豚人工授精実習会	11月	1	無料																																																																																																																									
特別 講座群	鳥獣被害対策講座	7~11月	6	無料																																																																																																																									
	海外農業事情ゼミ	11, 2月	2	無料																																																																																																																									



## 農業経営に関する講座を受講したい

事業名	リーダー農業経営者育成講座
対象分野	経営改善, 技術習得
事業要旨	実践的かつ最先端の経営者育成カリキュラムのもと, 自ら答えを導き出し経営判断するチャレンジ精神を有し, 地域や組織を先導するリーダーシップを発揮する経営者の育成に向けた講座を開設します。
事業概要	<p>○リーダー農業経営者育成講座の開催</p> <p>〔実施主体〕 茨城県（農業経営者育成講座の開催実績がある民間企業等に委託）</p> <p>〔受講対象者〕</p> <p>①県内在住で, 概ね 5 年以上の農業経営経験年数を有し, 農業経営に参画している農業者</p> <p>②自らの農業経営を改善したいという意欲のある者</p> <p>③70%以上の講座を履修できる者</p> <p>〔講座内容〕 経営マネジメント, リーダーシップ, 財務, 流通・マーケティング, 労務管理, 先進農家講義, 先進事例視察, 経営計画作成・発表等</p> <p>〔実施内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座回数: 11 回程度 (地域講座含む)</li> <li>・受講者数: 20 名</li> <li>・開催期間: 令和 2 年 6 月～令和 3 年 2 月 (予定)</li> <li>・開催場所: 農業総合センター 他</li> <li>・受講料: 5,000 円/人</li> </ul> <p>※「いばらき農業アカデミー」講座として開催するので, 詳細はHPをご覧ください <a href="http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp">http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp</a></p> <p>〔問合せ先〕 農業総合センター 企画調整課 TEL: 0299-45-8321</p>

## 女性向けの経営者講座を受講したい

<b>事業名</b>	女性農業経営者育成講座
<b>対象分野</b>	経営改善, 技術習得
<b>事業要旨</b>	女性農業者を対象に, 経営等の高度な知識を学びながら, ビジネスとして成立する経営モデルを作成し, 経営の改善・発展を目指す講座を開設します。 また, 講座をとおして作成した経営モデルの実現に必要な経費を助成します。
<b>事業概要</b>	<p>1 女性農業経営者育成講座の開催 〔実施主体〕 茨城県 (農業経営者育成講座の開催実績がある民間企業等に委託)</p> <p>〔講座内容〕 経営分析, 販売・流通, マーケティング, 6次産業化, 労務・雇用管理, 経営発展モデル作成・発表など</p> <p>〔実施内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座回数 : 8 回程度</li> <li>・ 受講者数 : 20 名</li> <li>・ 開催期間 : 令和 2 年 6 月 ~ 令和 3 年 1 月 (予定)</li> <li>・ 開催場所 : 県農業総合センター 他</li> </ul> <p>〔受講対象者〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県内在住で, 将来農業経営者として活躍が見込まれる女性農業者</li> <li>② 経営発展に主体的に取り組む意欲のある女性農業者</li> <li>③ 70%以上の講座を履修できる者</li> </ol> <p>※ 「いばらき農業アカデミー」講座として開催するので, 詳細はHPをご覧ください <a href="http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp">http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp</a></p> <p>2 経営発展モデル実現アシスト事業 〔実施主体〕 茨城県</p> <p>〔補助要件〕 県が認めた優良な経営発展モデルであること</p> <p>〔補助対象〕 令和元年度女性農業経営者育成講座修了者</p> <p>〔対象経費〕 資格取得, 技術・経営コンサルタント, 視察研修, ネット販売, パッケージデザイン 等</p> <p>〔補助限度額〕 20 万円 / 件      5 件</p> <p>〔問合せ先〕 (女性農業経営者育成講座) 農業総合センター 企画調整課 : 0299-45-8321 (経営発展モデル実現アシスト事業) 農業経営課 担い手参入支援室 : 029-301-3846</p>

## 農業経営に関する相談をしたい

<b>事業名</b>	農業参入等支援センター事業
<b>対象分野</b>	経営改善, 技術習得
<b>事業要旨</b>	<p>農業経営に関する相談窓口を運営し, 農業経営体に対して, 専門家から構成される支援チームの派遣等による伴走支援を実施します。</p> <p>併せて, 農業参入を志向する企業に対して, 農地等に関する情報提供や関係機関との仲介等による参入支援を実施します。</p>
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 茨城県農業参入等支援協議会</p> <p>1 経営相談窓口「農業参入等支援センター」の設置          〔事業内容〕          経営改善や企業の農業参入等, 農業経営に関する各種相談に対応します。          〔相談対象者〕          法人化や規模拡大等の経営改善を考えている農業者や集落営農, 経営移譲を考えている農業者, 農業分野への参入を考えている企業 等</p> <p>2 専門家から構成される支援チームの派遣          〔事業内容〕          各経営体に対して, 中小企業診断士による経営診断を実施し, その結果を基に, 中小企業診断士や社会保険労務士, 税理士等の専門家から構成される支援チームの派遣による伴走支援を実施します。          〔支援対象者〕          農業経営者, 経営移譲を検討している農業者, 集落営農等</p> <p>3 研修会開催          〔事業内容〕          法人化や雇用・労務等の経営改善に関する研修会・相談会を開催します。          (約5回)</p> <p>4 法人化補助          〔事業内容〕          集落営農等の法人化の取組を支援します。          〔補助要件〕          ・1, 2の支援を経て, 令和2年度に設立された法人であること          ・構成員が複数戸であること 等          〔補助金額〕          25万円</p> <p>5 企業の農業参入支援          〔事業内容〕          農業参入を志向する企業等に対して, 農地や補助事業に関する情報提供や関係機関との仲介, 地権者説明会の開催支援を実施します。          〔支援対象者〕          本県において農業参入を志向している企業等</p> <p>〔問合せ先〕          農業経営課 農業参入支援室 農業参入等支援センター          TEL : 029-301-3844 FAX : 029-301-3879</p>

## 農業制度資金を利用したい（主な資金）

<b>事業名</b>	農業近代化資金利子補給金，農業経営改善促進資金利子助成金， 農業経営負担軽減支援資金利子補給金，農業経営基盤強化資金利子助成金， 青年等就農資金，農業改良資金，農林漁業セーフティネット資金， 経営体育成強化資金，外国人労働者等住環境整備資金，茨城県農業ビジネス保証制度																																																																			
<b>対象分野</b>	融資																																																																			
<b>事業要旨</b>	低利かつ長期の償還期間でご利用いただけるよう，農業協同組合や日本政策金融公庫などの金融機関が融資する農業制度資金に対して，国や県が利子補給を行っています。																																																																			
<b>事業概要</b>	<p>農業制度資金には，大きく以下の2種類の資金があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業協同組合等の民間金融機関が融資する資金</li> <li>2. 日本政策金融公庫が融資する資金</li> </ol> <p>「償還期間が長い」「申込金額が大きい」等の理由で民間金融機関等では十分な対応ができない場合。</p> <p>〔資金一覧表〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資金名</th> <th style="width: 15%;">借入限度額</th> <th style="width: 10%;">利率</th> <th style="width: 15%;">償還期間 [据置期間]</th> <th style="width: 10%;">融資率</th> <th style="width: 10%;">主な 用途※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>個人：1,800万円 法人：2億円</td> <td>0.10%</td> <td>15年 [3～7年]</td> <td>80%～ 100%</td> <td>機・運</td> </tr> <tr> <td>農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)</td> <td>個人：500万円 法人：2,000万円</td> <td>1.50%</td> <td>1年</td> <td>100%</td> <td>運</td> </tr> <tr> <td>農業経営負担 軽減支援資金</td> <td>営農負債残高分</td> <td>0.10%</td> <td>10年 [3年]</td> <td>100%</td> <td>負</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日本政策金融公庫資金</td> <td>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)</td> <td>個人：3億円 法人：10億円</td> <td>0.10%</td> <td>25年 [10年]</td> <td>100%</td> <td>地・機 運・負</td> </tr> <tr> <td>青年等就農資金 (対象者：認定新規就農者)</td> <td>3,700万円 (特認 1億円)</td> <td>無利子</td> <td>17年 [5年]</td> <td>100%</td> <td>機・運</td> </tr> <tr> <td>農業改良資金 (対象者：エコファーマー， 6次産業化法の認定者等)</td> <td>個人：5,000万円 法人：1.5億円</td> <td>無利子</td> <td>12年 [3年]</td> <td>100%</td> <td>機・運 開</td> </tr> <tr> <td>農林漁業セーフティネ ット資金</td> <td>600万円</td> <td>0.10%</td> <td>10年 [3年]</td> <td>100%</td> <td>災・経</td> </tr> <tr> <td>経営体育成強化資金</td> <td>個人：1.5億円 法人：5億円</td> <td>0.10%</td> <td>25年 [3～10年]</td> <td>80%</td> <td>地・機 運・負</td> </tr> <tr> <td>外国人労働者等住環境整備資金</td> <td>個人：1,800万円 法人：2億円</td> <td>0.10%</td> <td>15年 [7年]</td> <td>100%</td> <td>住</td> </tr> <tr> <td>茨城県農業ビジネス保証制度</td> <td>5,000万円</td> <td>金融機関 所定利率</td> <td>一括2年 10～15年 [2年]</td> <td>100%</td> <td>機・運</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">利率は令和2年3月18日現在のもの</p> <p>※主な用途          地：農地の取得                      機：機械・施設の購入                      運：運転資金                      開：農畜産物の加工品開発          負：負債整理                          災：災害からの復旧等                      経：経営の維持安定                      住：外国人向け住宅の改良等</p> <p>各資金の詳細は，農業経営課ホームページをご覧ください。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">茨城県 農業経営課 で検索⇒「金融担当」⇒「農業制度資金について」</span>  <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/mokutekibetsuichiran.html">http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/mokutekibetsuichiran.html</a>          [問合せ先]          農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862</p>	資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 用途※	農業近代化資金	個人：1,800万円 法人：2億円	0.10%	15年 [3～7年]	80%～ 100%	機・運	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	個人：500万円 法人：2,000万円	1.50%	1年	100%	運	農業経営負担 軽減支援資金	営農負債残高分	0.10%	10年 [3年]	100%	負	日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	個人：3億円 法人：10億円	0.10%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負	青年等就農資金 (対象者：認定新規就農者)	3,700万円 (特認 1億円)	無利子	17年 [5年]	100%	機・運	農業改良資金 (対象者：エコファーマー， 6次産業化法の認定者等)	個人：5,000万円 法人：1.5億円	無利子	12年 [3年]	100%	機・運 開	農林漁業セーフティネ ット資金	600万円	0.10%	10年 [3年]	100%	災・経	経営体育成強化資金	個人：1.5億円 法人：5億円	0.10%	25年 [3～10年]	80%	地・機 運・負	外国人労働者等住環境整備資金	個人：1,800万円 法人：2億円	0.10%	15年 [7年]	100%	住	茨城県農業ビジネス保証制度	5,000万円	金融機関 所定利率	一括2年 10～15年 [2年]	100%	機・運
資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 用途※																																																															
農業近代化資金	個人：1,800万円 法人：2億円	0.10%	15年 [3～7年]	80%～ 100%	機・運																																																															
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	個人：500万円 法人：2,000万円	1.50%	1年	100%	運																																																															
農業経営負担 軽減支援資金	営農負債残高分	0.10%	10年 [3年]	100%	負																																																															
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	個人：3億円 法人：10億円	0.10%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負																																																														
	青年等就農資金 (対象者：認定新規就農者)	3,700万円 (特認 1億円)	無利子	17年 [5年]	100%	機・運																																																														
	農業改良資金 (対象者：エコファーマー， 6次産業化法の認定者等)	個人：5,000万円 法人：1.5億円	無利子	12年 [3年]	100%	機・運 開																																																														
	農林漁業セーフティネ ット資金	600万円	0.10%	10年 [3年]	100%	災・経																																																														
	経営体育成強化資金	個人：1.5億円 法人：5億円	0.10%	25年 [3～10年]	80%	地・機 運・負																																																														
外国人労働者等住環境整備資金	個人：1,800万円 法人：2億円	0.10%	15年 [7年]	100%	住																																																															
茨城県農業ビジネス保証制度	5,000万円	金融機関 所定利率	一括2年 10～15年 [2年]	100%	機・運																																																															

## 農業制度資金を利用したい（認定農業者向け優遇資金）

<b>事業名</b>	農業経営基盤強化資金利子助成金，農業改革推進資金利子助成金，認定農業者育成確保資金利子助成金																												
<b>対象分野</b>	融資																												
<b>事業要旨</b>	市町村から経営改善計画の認定を受けた農業者（認定農業者）を支援するため，通常の利子助成にさらに上乗せして利子助成を行います。																												
<b>事業概要</b>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>認定農業者の方がご利用いただける制度資金には，以下の2種類があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定農業者の方を貸付の対象としている資金（認定農業者向け）</li> <li>2. 認定農業者以外の方でも借入は可能だが，認定農業者が利用する場合には通常の利子助成にさらに上乗せして利子助成を行っている資金（上乗せ）</li> </ol> </div> <p style="margin-top: 10px;">〔資金一覧表〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金名</th> <th>借入限度額</th> <th>利率</th> <th>償還期間 [据置期間]</th> <th>融資率</th> <th>主な 用途※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">認定農業者向け</td> <td>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)</td> <td>個人：3億円 法人：10億円</td> <td>0.10%</td> <td>25年 [10年]</td> <td>100%</td> <td>地・機 運・負</td> </tr> <tr> <td>農業改革推進資金 新認定農業者 育成特別資金</td> <td rowspan="2">個人：500万円 法人：1,000万円</td> <td rowspan="2">無利子</td> <td rowspan="2">5年 [1年]</td> <td rowspan="2">100%</td> <td rowspan="2">地・機 運</td> </tr> <tr> <td>新集落営農組織 育成特別資金</td> </tr> <tr> <td>上乗せ</td> <td>農業近代化資金 (認定農業者育成確保資金)</td> <td>個人：1,800万円 法人：2億円</td> <td>0.10%</td> <td>15年 [3～7年]</td> <td>100%</td> <td>機・運</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">利率は令和2年3月18日現在のもの</p> <p>※主な用途          地：農地の取得    機：機械・施設の購入    運：運転資金          負：負債整理</p> <p>※他の農業制度資金もご利用いただけます。</p> <p>各資金の詳細は，農業経営課ホームページをご覧ください。  <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/mokutekibetsuichiran.html">茨城県 農業経営課 で検索⇒「金融担当」⇒「農業制度資金について」</a>  <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/mokutekibetsuichiran.html">http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/mokutekibetsuichiran.html</a></p> <p>〔問合せ先〕          農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862</p>	資金名		借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 用途※	認定農業者向け	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	個人：3億円 法人：10億円	0.10%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負	農業改革推進資金 新認定農業者 育成特別資金	個人：500万円 法人：1,000万円	無利子	5年 [1年]	100%	地・機 運	新集落営農組織 育成特別資金	上乗せ	農業近代化資金 (認定農業者育成確保資金)	個人：1,800万円 法人：2億円	0.10%	15年 [3～7年]	100%	機・運
資金名		借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 用途※																							
認定農業者向け	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	個人：3億円 法人：10億円	0.10%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負																							
	農業改革推進資金 新認定農業者 育成特別資金	個人：500万円 法人：1,000万円	無利子	5年 [1年]	100%	地・機 運																							
	新集落営農組織 育成特別資金																												
上乗せ	農業近代化資金 (認定農業者育成確保資金)	個人：1,800万円 法人：2億円	0.10%	15年 [3～7年]	100%	機・運																							



## 新規就農に関する相談をしたい

<b>事業名</b>	新しい農業担い手確保育成推進事業													
<b>対象分野</b>	新規就農, 企業参入													
<b>事業要旨</b>	茨城農業の発展のためには、担い手の確保・育成が重要です。そこで、就農に関する拠点（青年農業者等育成センター）を（公社）茨城県農林振興公社に設置して、就農支援を行います。													
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 茨城県新規就農相談センター（公益社団法人茨城県農林振興公社）</p> <p>[事業内容] 茨城県新規就農相談センターでは、就農・雇用就農に関する相談・支援を関係機関と連携して実施しています。また、就農に関する助成事業について、申請支援・情報提供を行っています。主な事業は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">対象者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農相談センター事業</td> <td>（公社）茨城県農林振興公社に就農相談員を設置して、就農準備から実際に就農するまでの各種の相談に応じます。また、県内外における就農相談会の開催や、農業大学校等にて就農促進講座を開催します。 雇用就農については、農業の無料職業紹介所として、就職相談対応や最新の求職情報を公開しています。</td> <td>就農希望者, 農業関連高校生, 農業大学校生等</td> </tr> <tr> <td>ニューファーマー育成研修助成事業</td> <td>就農予定時の年齢が原則 45 歳未満の新規参入希望者や就農を希望する農家子弟を、一定期間研修生として受け入れる先進的農業者等に助成します。</td> <td>公社の指定を受けた農業者等</td> </tr> <tr> <td>短期農業体験研修助成事業</td> <td>県内に就農を希望する青年等に対し、短期間の体験的研修を受け入れる先進的農業者等に助成します。</td> <td>短期研修を受入可能な農業者等</td> </tr> </tbody> </table> <p>[問合せ先] 公益社団法人 茨城県農林振興公社 〒311-4203 茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1 TEL : 029-239-7131</p> <p>ホームページ : <a href="http://www.ibanourin.or.jp/concier/">http://www.ibanourin.or.jp/concier/</a> 「茨城就農コンシェル」で検索してください。</p> <p>農業技術課 就農・普及G TEL : 029-301-3931</p>		事業名	事業内容	対象者等	新規就農相談センター事業	（公社）茨城県農林振興公社に就農相談員を設置して、就農準備から実際に就農するまでの各種の相談に応じます。また、県内外における就農相談会の開催や、農業大学校等にて就農促進講座を開催します。 雇用就農については、農業の無料職業紹介所として、就職相談対応や最新の求職情報を公開しています。	就農希望者, 農業関連高校生, 農業大学校生等	ニューファーマー育成研修助成事業	就農予定時の年齢が原則 45 歳未満の新規参入希望者や就農を希望する農家子弟を、一定期間研修生として受け入れる先進的農業者等に助成します。	公社の指定を受けた農業者等	短期農業体験研修助成事業	県内に就農を希望する青年等に対し、短期間の体験的研修を受け入れる先進的農業者等に助成します。	短期研修を受入可能な農業者等
事業名	事業内容	対象者等												
新規就農相談センター事業	（公社）茨城県農林振興公社に就農相談員を設置して、就農準備から実際に就農するまでの各種の相談に応じます。また、県内外における就農相談会の開催や、農業大学校等にて就農促進講座を開催します。 雇用就農については、農業の無料職業紹介所として、就職相談対応や最新の求職情報を公開しています。	就農希望者, 農業関連高校生, 農業大学校生等												
ニューファーマー育成研修助成事業	就農予定時の年齢が原則 45 歳未満の新規参入希望者や就農を希望する農家子弟を、一定期間研修生として受け入れる先進的農業者等に助成します。	公社の指定を受けた農業者等												
短期農業体験研修助成事業	県内に就農を希望する青年等に対し、短期間の体験的研修を受け入れる先進的農業者等に助成します。	短期研修を受入可能な農業者等												

## 農業に関する基礎的な知識や技術を学びたい

<b>事業名</b>	いばらき営農塾開設事業（いばらき農業アカデミー事業内）
<b>対象分野</b>	新規就農, 企業参入
<b>事業要旨</b>	茨城県において新たに農業を始めようとする方や就農して間もない方（新規参入者、定年帰農者等を含めた中高年 U ターン者等）を対象として、講義と実習による体系的な研修を通して、基礎的な農業技術の習得を支援し、就農定着を図ります。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 茨城県立農業大学校</p> <p>[受講料] 16,200 円程度</p> <p>[事業内容]</p> <p>○野菜入門  Aコース 4 か月（予定）、Bコース 4 か月（予定）  研修日数各 27 日程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者  これから農業を始めようとする方や農業を始めて間もない農業者等に対し、栽培技術や農業経営手法などの習得を支援します。（概ね 65 歳まで）</li> <li>・講義  野菜園芸汎論、野菜各論、土壌肥料、病虫害防除、雑草防除、農薬の適正使用、農業機械概論、農業簿記の基礎、農産加工、農産物マーケティング概論、GAP、農作業安全、ドローンの活用</li> <li>・実習  葉菜類、果菜類、根菜類の播種、定植、栽培管理、収穫調製作業</li> <li>・現地見学  青果市場、先進農家等</li> </ul> <p>[問合せ先]  茨城県立農業大学校研修科 TEL :029-292-0419  ホームページ <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nodai/">http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nodai/</a></p>

## 農業経営を開始するために必要なことを学びたい

<b>事業名</b>	経営スタートアップ講座
<b>対象分野</b>	新規就農，企業参入，経営改善，技術習得
<b>事業要旨</b>	茨城県において新たに農業経営を開始する方や経営を開始して間もない方を対象として，実践的なカリキュラムのもと，経営管理に必要な知識や営農ビジョンを具体化するための事業計画作成手法の習得を図る講座を開設します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 茨城県（農業経営者の教育若しくは経営支援等に関する知見や研修の実績を有する民間団体に委託）</p> <p>〔受講対象者〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県内で技術研修を受けている者または本県内に就農し，農業経験年数が5年未満の農業者</li> <li>② 就農時の年齢が，原則50歳未満の者</li> <li>③ 就農後，県内を拠点として経営発展を図る意志を有する者</li> </ol> <p>〔講座内容〕</p> <p>（講義）：経営方針，生産管理，財務管理，マーケティング・販売管理，先進農家による講演等</p> <p>（演習）：事業計画作成</p> <p>〔実施内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座回数：10回程度</li> <li>・受講者数：40名程度</li> <li>・開催期間：令和2年6月～令和3年3月（予定）</li> <li>・開催場所：農業総合センター 他</li> <li>・受講料：無料</li> </ul> <p>※「いばらき農業アカデミー」講座として開催するので，詳細はHPをご覧ください <a href="http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp">http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp</a></p> <p>〔問合せ先〕 農業技術課 就農・普及G TEL：029-301-3931</p>

## シニア世代の研修支援をしたい

<b>事業名</b>	シニア世代の新規就農に向けた研修支援
<b>対象分野</b>	新規就農，企業参入
<b>事業要旨</b>	研修機関が 50 代の就農希望者に対して行う営農技術習得のための実践研修等の費用を助成します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 全国農業会議所</p> <p>〔事業実施主体〕 研修機関（都道府県，農業大学校，市町村，農業協同組合，又はこれらのいずれかを構成員に含む協議会）</p> <p>〔支援対象〕 50 代（50～59 歳）の就農希望者であり，今後，地域の担い手になることが見込まれる方（雇用就農含む）</p> <p>〔助成対象〕 「営農技術習得のための実践研修等に掛かる費用」を研修機関に助成（研修指導費，資格取得講習費，外部講師謝金等）</p> <p>〔助成額〕 1 人当たり最大 120 万円</p> <p>〔助成期間〕 最長 1 年間</p> <p>〔問合せ先〕（一社）茨城県農業会議業務部      TEL：029-301-1236</p>

## 就農準備中の研修生を受け入れたい

<b>事業名</b>	ニューファーマー育成研修助成事業
<b>対象分野</b>	新規就農, 企業参入
<b>事業要旨</b>	茨城県内への就農を希望する青年等に対して, 農業者として自立するために必要な農業技術や経営感覚を習得できる長期研修の機会を提供するため, 研修を受け入れる農業者等を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 新規就農希望者の研修を受け入れる農業者, 農協等</p> <p>[事業内容] 茨城県内への就農を希望する青年等を, 概ね 1 年以上研修生として受け入れる農業者等に対し, 研修に必要な経費の一部を助成します。</p> <p>[補助要件] (1) 助成対象者の要件 市町村長の推薦を受け, (公社) 茨城県農林振興公社理事長の指定を受けた農業者等であること。 (2) 研修生の要件 就農予定時の年齢が原則 45 歳未満の者で, 茨城県内に就農を希望する農家子弟や新規参入者等(農業次世代人材投資事業の交付対象者を除く)で, 市町村長から就農計画の認定を受けた認定新規就農者又は公社理事長が研修計画を承認した新規就農希望者。</p> <p>[対象経費] 研修の手当に要する経費</p> <p>[助成額等] ・助成額 10 万円/月 ・助成期間 原則 1 年間</p> <p>[問合せ先] 公益社団法人 茨城県農林振興公社 〒311-4203 茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1 TEL : 029-239-7131</p> <p>ホームページ : <a href="http://www.ibanourin.or.jp/concier/">http://www.ibanourin.or.jp/concier/</a> 「茨城就農コンシェル」で検索してください。</p>

## 県北地域で農業参入したい（参入企業への支援）

<b>事業名</b>	県北地域における園芸団地整備事業
<b>対象分野</b>	新規就農，企業参入
<b>事業要旨</b>	県北地域において，高収益農業を志向する企業に対して，参入に際し，農地中間管理機構を活用し，園芸団地としての利用に向けた農地整備を行います。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 （公社）茨城県農林振興公社（茨城県農地中間管理機構）</p> <p>〔事業内容〕 県北地域（北茨城市，高萩市，日立市，常陸太田市，常陸大宮市，大子町）において，耕作放棄地等を含むまとまった農地の簡易な整備を行います。</p> <p>〔補助要件等〕            (1) 整備農地で10年以上の営農の継続            (2) 営農形態：露地野菜，施設野菜            (3) 高収益農業：多収量または高付加価値型（有機栽培等）            (4) 参入規模：露地野菜 概ね5ha 施設野菜 概ね2ha            (5) その他：地元雇用または定住</p> <p>〔対象経費〕 農地耕作条件改善事業（国補）を活用して行う，簡易な農地整備や測量に要する費用</p> <p>〔補助限度額・補助率〕            (1) 想定事業費 1地区あたり 事業費1,500万円            (2) 補助率 8/10（国1/2，県3/10，県補助限度額 450万円） 補助残は参入企業等の負担となります。</p> <p>〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833</p>

## 雇用に伴う研修支援をしたい

<b>事業名</b>	農の雇用事業
<b>対象分野</b>	新規就農，企業参入
<b>事業要旨</b>	農業法人等が新規就農者又は新たな農業法人の設立を目指す者を新たに雇用し，就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等を実施する場合に助成を行います。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 全国農業会議所</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 新規就農希望者を雇用して実施する農業技術や経営能力の習得を図る実践的な研修等に対して助成</p> <p>(2)新法人設立支援タイプ 新たな農業法人の設立や経営継承し法人化を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成</p> <p>〔主な補助要件〕</p> <p>(1)募集時期ごとに定める期間内に正規の従業員（新法人設立支援タイプの場合はこの限りではない）として雇用し就業を開始しており1週間の所定労働時間が35時間以上であること。</p> <p>(2)研修生の過去の農業従事経験が正社員採用時点で5年以内であること。</p> <p>(3)雇用保険，労災保険に加入すること。また，法人の場合は健康保険，厚生年金にも加入させること。</p> <p>(4)従業員を常時10名以上雇用している事業体については，就業規則を整備していること。</p> <p>(5)本事業と重複する他の公的助成を受けていないこと。</p> <p>(6)研修生が農業法人等の代表者の3親等以内で同居しておらず，他に同条件の正社員がいること。</p> <p>(7)研修生の年齢が正社員採用日時点で，原則50歳未満であること。</p> <p>〔対象経費〕</p> <p>※研修実施期間が3ヵ月未満の場合交付対象外</p> <p>※雇用就農者育成タイプ：最長2年間，新法人設立支援タイプ：最長4年間</p> <p>・新規就業者に対する研修費    ・指導者研修費</p> <p>・語学研修費（研修生が定住外国人の場合研修生が日本語研修を受けるために教育機関に支払った経費等につき1人当たり月額上限30,000円まで(最長6ヶ月)）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>研修生1人当たり年間最大120万円（研修生が障害者，生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は年間150万円）（内訳(1)(2)）</p> <p>(1)新規就業者に対する研修費：月額最大97,000円（97,000円または研修実施月に研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額。新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円）（研修生が障害者，生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は月額最大122,000円）</p> <p>(2)指導者研修費：年間最大120,000円（新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大6万円）（研修生が障害者，生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は年間最大420,000円）</p> <p>〔問合せ先〕（一社）茨城県農業会議業務部    TEL：029-301-1236</p>

## 新たに農業を始めたい

<b>事業名</b>	新規就農総合支援事業 (農業次世代人材投資資金・就職氷河期世代の新規就農促進事業)
<b>対象分野</b>	新規就農, 企業参入
<b>事業要旨</b>	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し, 就農前の研修を後押しする資金(準備型(2年以内))及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付。 ※準備型の研修計画申請時に30歳以上の者は原則として就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算による事業)で対応。事業内容等は準備型に同じ。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体]</p> <p>(1) 農業次世代人材投資資金(準備型) 県</p> <p>(2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 市町村</p> <p>[事業内容]</p> <p>(1) 農業次世代人材投資資金(準備型) 就農前の研修期間(原則2年以内)の生活安定を支援する資金を交付します。</p> <p>(2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 就農直後(5年以内)の経営確立を支援する資金を交付します。</p> <p>[補助要件等]</p> <p>(1) 農業次世代人材投資資金(準備型)の主な補助要件等</p> <p>ア 就農予定時の年齢が, 原則50歳未満であること。</p> <p>イ 県が認める研修機関等で概ね1年以上研修を受けること。</p> <p>ウ 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しない場合及び交付期間の1.5倍の期間(最低2年間), 就農を継続しない場合は全額返還</p> <p>(2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の主な補助要件等</p> <p>ア 就農時の年齢が, 原則50歳未満の認定新規就農者であること。</p> <p>イ 国の定める要件を満たす独立・自営就農者であること。</p> <p>ウ 資金を除いた本人の前年の所得が350万円を超えた場合や交付期間2年目が終了した時点で実施する中間評価においてC評価相当と判断された場合交付停止</p> <p>エ 交付期間と同期間, 同程度の営農を継続しなかった場合, 交付済みの資金の総額に営農を継続しなかった期間を交付期間で除した値を乗じた額を返還</p> <p>[補助限度額・補助率]</p> <p>予算の範囲内で以下の資金を交付する。</p> <p>(1) 農業次世代人材投資資金(準備型) 年間150万円</p> <p>(2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 年間最大150万円</p> <p>[問合せ先]</p> <p>農業経営課 担い手・参入支援室 TEL:029-301-3846</p> <p>県北農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:0294-80-3301</p> <p>県央農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:029-221-3012</p> <p>鹿行農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:0291-33-6285</p> <p>県南農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:029-822-7083</p> <p>県西農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:0296-24-9164</p>



## 商工業を営んでいるが農業にも参入するので融資を利用したい

<b>事業名</b>	茨城県農業ビジネス保証制度														
<b>対象分野</b>	新規就農, 企業参入														
<b>事業要旨</b>	県内において, 商工業と農業を営む中小企業者等が, 商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について, 茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が創設しています。併せて, 県が保証料の補助を行います。														
<b>事業概要</b>	<p>○対象者 商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者, 農事組合法人又は個人</p> <p>○支援の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">資金使途</td> <td>茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金)  ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>5,000 万円</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内 (うち据置期間 2年以内) 設備資金 15年以内 (うち据置期間 2年以内)</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>金融機関所定利率</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>茨城県信用保証協会の信用保証付き</td> </tr> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>借入金額に対し 0.8%</td> </tr> <tr> <td>保証料補助</td> <td>保証料の 50%を補助</td> </tr> </table> <p>○利用方法等 商工会議所・商工会又は農業参入等支援センターに認定申請を行い, 認定後, 取扱金融機関に融資を申し込みます。</p> <p>[問合せ先] 農業経営課 団体・金融G TEL : 029-301-3862</p>	資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金)  ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む	融資限度額	5,000 万円	融資期間	・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内 (うち据置期間 2年以内) 設備資金 15年以内 (うち据置期間 2年以内)	融資利率	金融機関所定利率	信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き	信用保証料率	借入金額に対し 0.8%	保証料補助	保証料の 50%を補助
資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金)  ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む														
融資限度額	5,000 万円														
融資期間	・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内 (うち据置期間 2年以内) 設備資金 15年以内 (うち据置期間 2年以内)														
融資利率	金融機関所定利率														
信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き														
信用保証料率	借入金額に対し 0.8%														
保証料補助	保証料の 50%を補助														

## 都市農村交流により地域を活性化したい

事業名	農山漁村振興交付金（地域活性化対策，農泊推進対策）
対象分野	農村活性化，都市農村交流
事業要旨	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した，都市と農山漁村の交流及び定住を推進する取組や，地域資源を活用した観光コンテンツを創出し，「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域づくりを支援します。
事業概要	<p>1 地域活性化対策</p> <p>(1) 活動計画策定事業          [事業主体] 地域協議会（市町村が参画）          [事業内容]          ア アドバイザーを活用したワークショップ開催や先進地の視察及びセミナーへの参加を通じた地域の活動計画の策定          イ 地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動          [補助限度額等] 500万円上限/年等，原則2年間</p> <p>(2) 人材活用事業          [事業主体] 地域協議会（市町村が参画）          [事業内容]          農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した，都市と農山漁村の交流及び定住に資する地域活動の推進のため，意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組等を支援します。          [補助限度額等] 250万円上限/年等，(1) 活動計画策定事業と併せて実施</p> <p>(3) 農山漁村情報発信事業          [事業主体] 地域協議会（市町村が参画）          [事業内容]          農山漁村のポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例等を，全国への情報発信等を行う取組を支援します。          [補助限度額等] 定額，1年間</p> <p>2 農泊推進対策</p> <p>(1) 農泊推進事業（ソフト対策）          [実施主体]          地域協議会，地域協議会の連合体，DMO等          [事業内容]          農泊の推進体制の構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ，インバウンド受入環境の整備，専門人材の確保，農家民泊の農家民宿への転換等を支援します。          [補助限度額等]          定額（1年目：上限500万円、2年目：上限500万円），2年間</p> <p>(2) 施設整備事業（ハード対策）          [実施主体]          ①市町村、地域協議会の中核法人等，②地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体          [事業内容]          ①農泊を推進するために必要となる施設の整備や，②個人旅行等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修（※）を支援します。（※農家民泊経営者等実施型）          [補助限度額等]          ①補助率 1/2，2年間（活性化計画に基づく場合は補助率 1/2 等，原則 3 年間）          ②補助率 1/2，1年間（上限 1,000 万円/経営者，5,000 万円/地域）</p> <p>[問合せ先]          農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264</p>

## 地域間交流の促進等により農山漁村の活性化を図りたい

<b>事業名</b>	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
<b>対象分野</b>	農村活性化，都市農村交流
<b>事業要旨</b>	市町村等が作成する活性化計画に基づき，農山漁村における定住や地域間交流の促進，所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等，生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 都道府県，市町村，農業者が組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 生産施設等 農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援 (農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設，育苗施設 等)</p> <p>(2) 生活環境施設 良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援 (簡易給排水施設，防災安全施設，農山漁村定住促進施設 等)</p> <p>(3) 地域間交流拠点施設 都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援 (廃校・廃屋等改修交流施設，農林漁業・農山漁村体験施設，地域連携販売力強化施設 等)</p> <p>〔補助要件等〕 活性化計画（計画期間：3～5年程度）の策定をすること。 (都道府県又は市町村が単独または共同で作成) ※事業メニューにより五法指定地域等や受益面積，他の計画策定といった要件があります。 ※「五法指定地域等」とは，①振興山村地域，②過疎地域，③離島地域，④半島地域，⑤特定農山村地域，⑥上記①から⑤に準ずる地域であって，人口が相当程度減少し，かつ，高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域をいう。</p> <p>〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付率：1/2 以内</li> <li>・ 交付対象事業費の上限：国費として4億円まで</li> <li>・ 事業内容(3)の地域間交流拠点の整備では，延べ床面積の合計が1,500㎡以内かつ1㎡あたり29万円以内とする。</li> </ul> <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264</p>

## 市民農園を開設したい

<b>事業名</b>	市民農園開設支援										
<b>対象分野</b>	農村活性化，都市農村交流										
<b>事業要旨</b>	耕作放棄地の解消・発生防止，都市住民の利用による農村地域の活性化などの効果が見込まれる市民農園の開設を支援します。										
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 地方公共団体，農協，農地所有者，NPO法人，企業，個人等</p> <p>〔支援内容〕            (1) 市民農園の開設・運営に関する各種相談（開設手続き，活用可能な補助事業の紹介等）            (2) 市民農園開設支援研修会の開催            (3) ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」による県内市民農園情報（所在，料金等）の発信</p> <p style="text-align: center;">＜主な活用可能補助事業＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業等名</th> <th style="width: 35%;">内容</th> <th style="width: 25%;">主な実施主体</th> <th style="width: 15%;">補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）</td> <td>定住者及び滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設整備等の各種取組を支援</td> <td>都道府県，市町村，JA，農業者が組織する団体等</td> <td>定額（1/2等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔開設方法〕            (1) 「市民農園整備促進法」による開設            ・農地とそれに農具庫やトイレなどの付帯設備を設置して市民農園を開設する場合のルールを定めた法律です。            ・市民農園の開設できる場所は，市民農園区域又は市街化区域に限られます。            (2) 「特定農地貸付法」による開設            ・小面積に区切られた農地を利用者が借りることのできる，農地法の特例です。            ・利用者あたりの利用面積は10a未満とする等の開設要件を満たす必要があります。            (3) 「農園利用方式」による開設            ・農業経営は農家が行い，利用者が農作業を手伝う方式です。            ・開設者（農家）と利用者は農作業に関する契約を結ぶことが必要です。            ・農地の貸し借りは伴いません。</p> <p style="text-align: center;">※開設方法により，開設場所や開設要件，開設手続き等が異なります。</p> <p>〔問合せ先〕            農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264</p>			事業等名	内容	主な実施主体	補助率等	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	定住者及び滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設整備等の各種取組を支援	都道府県，市町村，JA，農業者が組織する団体等	定額（1/2等）
事業等名	内容	主な実施主体	補助率等								
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	定住者及び滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設整備等の各種取組を支援	都道府県，市町村，JA，農業者が組織する団体等	定額（1/2等）								

## 農家民宿を開設したい

<b>事業名</b>	農家民宿開設支援
<b>対象分野</b>	農村活性化，都市農村交流
<b>事業要旨</b>	農林漁業者等が営業する，農林漁業に関する作業体験，農林水産物の加工又は調理体験，農山漁村の生活および文化に触れる体験等を提供する宿泊施設「農家民宿」の開設を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 農林漁業者等</p> <p>〔支援内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」による県内農家民宿情報（所在，料金等）の発信</li> <li>(2) パンフレット「農家民宿を開業してみませんか？」及び手引きの配布</li> <li>(3) 農家民宿の開設手続きなどに関する相談</li> </ol> <p>〔開設方法〕 ※旅館業法に基づく営業許可申請を行う場合 開業までの手続きの流れは以下のとおりですが，まずは農家民宿の開業計画について概要を整理して，市町村や県農業改良普及センター等へ相談してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農家民宿の開業計画について概要を整理して相談（→市町村等）</li> <li>(2) 地域指定の有無や地目の種類など土地について調査（→市町村等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築する場所が，自然公園内や市街化調整区域内に該当する場合は，それに応じた各許可申請等が必要となります。</li> <li>※市街化調整区域内の場合，都市計画法の許可が別途必要となります。</li> <li>なお，都市計画法の許可を受ける場合は，事前に県農村計画課へ「農林漁業体験民宿業に係る施設等の証明願」の申請が必要となります。</li> </ul> </li> <li>(3) 保健所に相談し，必要な許認可と各施設の基準等を確認（→保健所）</li> <li>(4) 消防設備について相談（→消防署）</li> <li>(5) 排水に関する手続き（→県民センター環境・保安課等）</li> <li>(6) 建築確認が必要な場合は，建築確認申請を提出（→各市建築担当課，県民センター建築指導課等）</li> <li>(7) 工事の着手・完了 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認を申請した場合は，完了検査申請書を提出し，検査を受検します。</li> </ul> </li> <li>(8) 消防用設備等の申請（→消防署）</li> <li>(9) 旅館業法による営業許可申請（→保健所）</li> </ol> <p>※開業にあたっては，既存の家屋を利用，空き家や空き部屋を利用，新築などいろいろな場合が考えられます。また，食事の提供方式も，自炊型，1泊2食型など様々です。どの場所でどのような形態で開設するかによって手続きが異なります。</p> <p>※住宅宿泊事業法に基づく届出をして農家民宿を開業したい場合は，県生活衛生課までお問合せください。（TEL：029-301-3418）</p> <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264</p>

## 農業生産条件が不利な中山間地域等で農業を続けたい

<b>事業名</b>	中山間地域等直接支払交付金				
<b>対象分野</b>	農村活性化，都市農村交流				
<b>事業要旨</b>	農業生産条件の不利な中山間地域等において，担い手の育成等による農業生産の維持を通じて，耕作放棄の発生防止や多面的機能を確保するため，直接支払を行います。				
<b>事業概要</b>	〔事業主体〕 農業者の組織する団体等（集落等）				
	〔事業内容〕 急傾斜等条件不利な農地を対象に，集落協定または個別協定に基づき，5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して，交付金を直接支払います。				
	〔補助要件等〕 山村振興法，過疎法，特定農山村法，棚田地域振興法に基づく指定地域，または知事特認地域において，傾斜等の基準を満たしていること。				
	市町村名	特定農山村法，山村振興法， 過疎法の指定地域	県知事の特認地域		
	日上市	旧十王町，㊟中里村	—		
	常陸太田市	旧金砂郷町，旧水府村，旧里美村，㊟誉田村，㊟河内村	㊟機初村，㊟世矢村，㊟西小沢村，㊟幸久村，㊟佐竹村，㊟佐都村		
	高萩市	全域	—		
	北茨城市	㊟関本村，㊟華川村	㊟磯原町，㊟関南村		
	笠間市	—	㊟大池田村，㊟北山内村，㊟南山内村，㊟西山内村		
	常陸大宮市	旧御前山村，旧山方町，旧美和村，旧緒川村，㊟大場村	旧大宮町（㊟大賀村，㊟世喜村，㊟上野村，㊟静村，㊟塩田村，㊟玉川村）		
桜川市	—	旧岩瀬町			
城里町	旧七会村	旧常北町，旧桂村			
大子町	全域	—			
※（注）㊟は，昭和25年2月1日当時の市町村名 棚田地域振興法に基づく指定地域は該当なし（R2年2月現在）					
〔対象経費〕 下表の交付単価により，交付対象農用地面積に応じて交付					
〔補助限度額・補助率〕					
地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8°以上）	3,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500	採草	急傾斜（15°以上）	1,000
	緩傾斜（8°以上）	3,500	放牧地	緩傾斜（8°以上）	300
※その他，「棚田地域振興活動加算」や「生産性向上加算」があり，要件を満たす取組を行った場合，地目に応じて10aあたり，3,000円～10,000円が加算されます。					
〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL:029-301-4264					

未利用資源の活用等を通じて山村の所得や雇用の増大を図りたい

<b>事業名</b>	農山漁村振興交付金（山村活性化対策）
<b>対象分野</b>	農村活性化，都市農村交流
<b>事業要旨</b>	特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け，薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 振興山村を有する市町村，振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会</p> <p>[対象地域] 山村振興法のに基づき指定された振興山村</p> <p>[事業内容] 地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う次に掲げる取組とする。</p> <p>○山村活性化対策事業</p> <p>(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査</p> <p>(2) 地域資源を活用するための合意形成，組織づくり，人材育成</p> <p>(3) 地域資源の消費拡大や販売促進，付加価値向上等を図る取組</p> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山村振興法に基づき指定された振興山村，かつ当該振興山村における山村振興計画が作成されていること。</li> </ul> <p>[事業期間] 上限3年</p> <p>[補助限度額・補助率]</p> <p>補助率：定額 上限1,000万円／年／地区</p> <p>○商談会開催事業</p> <p>(1) 山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営</p> <p>(2) 商談会後のフォローアップ等</p> <p>[事業期間] 上限1年</p> <p>[補助限度額・補助率]</p> <p>補助率：定額</p> <p>・事業実施主体は，事業開始年度において，事業採択申請書および山村活性化支援交付金事業実施計画書を直接，関東農政局に提出すること。なお，実施計画の作成にあたっては，県と調整をすること</p> <p>[対象経費]</p> <p>賃金，報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，報酬，共済費等，補償費，資材等購入費，機械賃料，研修手当</p> <p>[問合せ先]</p> <p>農村計画課 農村活性化G TEL:029-301-4264</p>

## 鳥獣による農作物被害を減らしたい

<b>事業名</b>	鳥獣被害防止総合対策事業
<b>対象分野</b>	鳥獣被害対策
<b>事業要旨</b>	わなの購入等被害防止体制を整備するための経費、有害捕獲に関する経費、鳥獣被害防止施設等の整備の経費を助成することにより、農業者の鳥獣被害防止活動を支援して、被害額の減少による経営の安定化を図ります。
<b>事業概要</b>	<p>(1) 地域ぐるみの被害防止対策に関する経費の支援</p> <p>① わなの購入等被害防止体制の整備（鳥獣被害防止総合支援事業・推進事業）          [事業主体] 地域協議会          [事業内容] 市町村協議会等が実施する、鳥獣被害防止対策に関する経費の助成推進体制の整備、有害捕獲（箱わな等の購入、研修会開催等）、被害防除（追払い・追上げ等）          [対象経費] 推進体制の整備・・・会場借料、印刷費及び製本費、郵便料など          有害捕獲・・・捕獲活動への役務要請に対する賃金、捕獲に必要な機材（箱わな、くくりわな）の費用など          被害防除・・・追払い・追上げ活動への役務要請に対する賃金など          [補助限度額・補助率] 原則国 1/2 以内（定額の場合あり）</p> <p>② イノシシを近づけない環境整備（鳥獣被害防止環境整備支援事業）          [事業主体] 地域協議会          [事業内容] 鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村が構成員の地域協議会が実施する、緩衝帯整備等の生息環境管理に関する経費の助成          [対象経費] 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金など          [補助限度額・補助率] 原則国 1/2 以内（定額の場合あり）。事業主体負担分の 1/2 を県補助。</p> <p>(2) 有害捕獲に関する経費の支援</p> <p>① 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業          [事業主体] 地域協議会、市町村          [事業内容] 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の有害捕獲を緊急的に行うための経費の助成          [対象経費] 有害捕獲活動に要する経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）等          [補助限度額・補助率] 定額（上限単価あり）</p> <p>② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業          [事業主体] 地域協議会、市町村          [事業内容] (2) ①の緊急捕獲活動支援事業（国補）を活用している市町村が実施するイノシシ捕獲報奨金に対する上乗せ助成          [対象経費] ①に上乗せして市町村が支出する捕獲奨励金等          [補助限度額・補助率] 市町村負担額と同額（上限イノシシ成獣 8 千円、幼獣 1 千円）</p> <p>(3) 鳥獣被害防止施設・処理加工施設の整備に関する経費の支援</p> <p>① 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）          [事業主体] 地域協議会及びその構成員          [事業内容] 鳥獣被害防止施設（受益者 3 戸以上での電気柵設置等）、処理加工施設の整備の経費の助成          [対象経費] 鳥獣被害防止施設（新規・再編）及び処理加工施設の整備に要する経費          [補助限度額・補助率] 原則国 1/2 以内（自力施工の場合、定額）</p> <p>② 鳥獣被害防止施設整備支援事業          [事業主体] 市町村          [事業内容] 市町村が実施する、国補対象とならない鳥獣被害防止施設の設置に対する上乗せ助成（受益者 3 戸未満）          [対象経費] 市町村が支出する鳥獣被害防止施設の設置に関する補助金          [補助限度額・補助率] 市町村負担額と同額（上限 6 万円）</p> <p>〔(1) (2) (3) に関する補助要件等〕          ・被害防止計画が作成されている又は作成されることが確実に見込まれること 等</p> <p>〔問合せ先〕 農村計画課農村活性化G TEL：029-301-4264</p>



## 環境にやさしい農業の取組に対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	環境保全型農業直接支払事業
<b>対象分野</b>	環境保全型農業
<b>事業要旨</b>	環境保全を重視した農業へ転換するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、当該営農活動の実施に伴う追加的コストを支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 農業者が組織する団体等</p> <p>[事業内容] 化学肥料・化学合成農薬を 5 割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国・市町村とともに掛かり増し経費を支援します。</p> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際水準 GAP に取り組むこと。</li> <li>・化学肥料・農薬の 5 割以上低減する栽培については、「茨城県特別栽培農産物認証制度対象農産物並びに化学合成農薬及び化学肥料使用基準」に基づくものとする。</li> <li>・有機農業の取組については、国際水準の有機農業（＝有機 J A S 水準に合致）であること。</li> </ul> <p>[対象経費]</p> <p>生産資材費等の掛かり増し経費について、取組内容別に一定額を支援します。</p> <p>&lt;全国共通取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カバークロープの作付け，リビングマルチ</li> <li>・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用</li> <li>・有機農業の取組</li> <li>・草生栽培（果樹）の実施</li> <li>・秋耕作，不耕起播種，長期中干し</li> </ul> <p>&lt;地域特認取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期湛水管理</li> </ul> <p>[補助限度額・補助率]</p> <p>支援単価 上限 14,000 円/10a（補助率 国：1/2，県：1/4，市町村：1/4） ※支援単価については、今後一部変更される可能性があります。</p> <p>[問合せ先]</p> <p>農業技術課 生産技術・環境G TEL：029-301-3936</p>

## 有機農業による付加価値向上に取り組みたい

<b>事業名</b>	いばらきオーガニックステップアップ事業
<b>対象分野</b>	環境保全型農業
<b>事業要旨</b>	付加価値の高い有機農産物を生産し、経営拡大にチャレンジする生産者等を対象に、有機農業モデル団地の整備を支援するとともに、モデル団地を拠点として有機農産物による付加価値向上の取拡大を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>[事業主体] 農業者、農業者の組織する団体等</p> <p>[事業内容] 有機農産物等の生産体制拡大のためのモデル団地整備の事業※<sup>1</sup> 県北地域におけるモデル団地（5～10ha 規模）の整備に必要なパイプハウスや農業機械等の導入支援 等</p> <p>※<sup>1</sup> 当該取組はいばらきの産地パワーアップ支援事業※<sup>2</sup>を活用。当該取組に対してはさらに上乗せ補助を実施。 ※<sup>2</sup> 基金事業（うち生産支援事業）を活用。</p> <p>[補助要件等] 原則いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件に準ずる。 ・受益面積：露地野菜 10ha 以上，施設野菜 5ha 以上 （中山間地の場合 露地野菜 5ha 以上，施設野菜 3ha 以上） ・機械の導入は本体価格が 50 万円以上であること</p> <p>[対象経費] パイプハウスの資材購入，農業機械のリース導入</p> <p>[補助限度額・補助率] 補助率：いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 いばらきの産地パワーアップ支援事業への上乗せ補助：2/10 以内</p> <p>[問合せ先] 農業技術課 生産技術・環境G TEL:029-301-3936</p>

## ○総合窓口

県北地域	県北農林事務所企画調整課 〒313-0013 常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内 TEL：0294-80-3301 FAX：0294-80-3304
県央地域	県央農林事務所企画調整課 〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎内 TEL：029-221-3012 FAX：029-225-9254
鹿行地域	鹿行農林事務所企画調整課 〒311-1593 鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎内 TEL：0291-33-6285 FAX：0291-33-4264
県南地域	県南農林事務所企画調整課 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内 TEL：029-822-7083 FAX：029-822-8063
県西地域	県西農林事務所企画調整課 〒308-0841 筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内 TEL：0296-24-9164 FAX：0296-25-3074

令和2年4月 初版発行

○このガイドブックについてのご不明点・ご意見等につきましては、  
下記までご連絡をお願いいたします。

### 【編集・発行】

茨城県農林水産部 農業政策課 戦略推進グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL：(029)301-3828 FAX：(029)301-3847